

マイクロチップによる 動物の個体識別の概要

平成 17 年 3 月



マイクロチップによる動物の個体識別の概要

目 次

I. はじめに	1
II. 動物の個体識別と登録措置	2
1. 個体識別の目的と効果	2
2. 個体識別の方法とその特徴	2
3. 動物の個体識別と登録に係る法令	5
III. マイクロチップによるペット動物の個体識別	8
1. 背景と経緯	8
2. マイクロチップによる個体識別において期待できる効果（有用性）	8
IV. マイクロチップのあらまし	11
1. 歴史	11
2. マイクロチップとは	11
3. 大きさ、形状と材質	12
4. 安全性と耐久性	12
5. 利用可能な動物	12
6. マイクロチップのデータのコードと通信方式の規格	13
7. 我が国で流通しているマイクロチップ	16
8. マイクロチップに係る法規制	16
V. マイクロチップの埋込みと読み取り	17
1. マイクロチップの埋込み	17
2. ID番号の読み取り	21
VI. 索引 Q & A	26
VII. 資料	33
1. 環境省自然保護事務所及び農林水産省動物検疫所連絡先一覧	34
2. マイクロチップ普及推進団体	35
3. A I P Oのデータの登録・管理・照会	36
4. マイクロチップによる動物個体識別に関連する各種調査	40
(1)個体登録措置の実施状況及び飼主の意識調査	40
(2)マイクロチップに関する犬・ねこの飼育者意識調査	42

5. マイクロチップによる動物個体識別の導入事例	45
(1) 静岡県の実例（動物登録事業実施細部要領）	45
(2) 福岡県の実例	48
(3) 独立行政法人都市再生機構（旧 都市基盤整備公団） ペット共生賃貸マンションペット飼育規則（抜粋）	49
(4) 沖縄県国頭村、大宜味村及び東村における 「ネコの愛護及び管理に関する条例」（抜粋）	51
6. 新聞記事	53

I. はじめに

今日、個体識別が感染症対策、産業動物の履歴情報、防災・犯罪対策、特定外来生物の管理、そして動物の愛護と管理等、多くの分野で注目されています。

「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）」では個体識別等による所有の明示等を飼主の責務としています。ここに定める所有者明示措置は、動物に対する飼主の責任の証として示すものであり、社会に対しては動物飼養責任の所在を明らかにし、適正に飼養することの宣言とも言えます。また一方で個体識別による所有者の明示は、迷子になった際の対応等を円滑にするものであり、人と動物のきずなを守るための措置とも言えます。

動物愛護思想が高まりつつある今日の中で、今後、さらにその普及、実施が求められていくこととなるでしょう。

マイクロチップによる個体識別は、先端電子技術を応用した識別方法で、「消えない」、「脱落しない」、「取り外せない」「動物の一生にわたり有効」という特色と有用性をもっています。一方、その普及が進んでいなかった大きな理由の一つは、マイクロチップによる個体識別について、関係者に広く情報が伝わらなかったことにあると思われます。

本書は動物愛護管理推進の指導的立場にある方々を対象に作成いたしました。本書をベースとして広く動物の飼養者、関係団体の方々に普及が図られ、人と動物の共生社会の実現に役立つことを願っています。

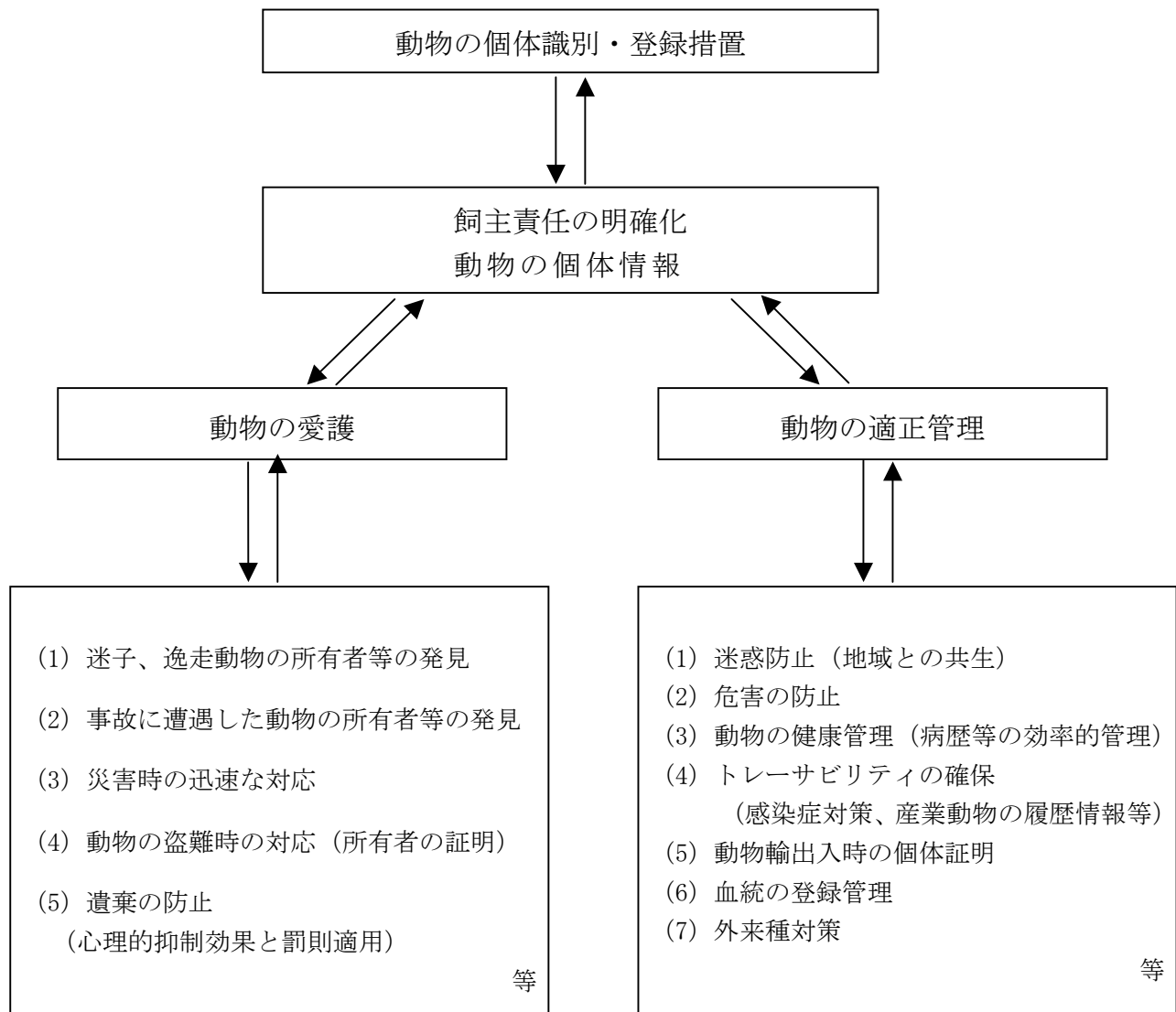
おわりに、ご多忙中にもかかわらず、本書の作成にご参加、ご協力いただきました動物個体識別研究会並びに資料をご提供いただいた関係各社の皆様に厚く御礼申し上げます。

Ⅱ．動物の個体識別と登録措置

1．個体識別の目的と効果

個体識別と登録措置は、一般的には個体の識別を可能にすることにより、所有者ならびに動物の個体情報を明らかにし、これにより飼養されている動物の適正かつ有効・確実な管理等に資することを目的とする。

個体識別と登録により期待できる主な効果としては次のようなものが挙げられる。



2．個体識別の方法とその特徴

動物の個体識別の方法には、動物種、目的等により種々の方法が取り入れられている。以下、我が国で実施されている方法とそれぞれの特徴（メリット／デメリット）について示す。

表1：動物の個体識別方法と特徴について

	メリット	デメリット
首輪 ・ 名札	・装着が容易 ・動物の体への負担が少ない ・安価である ・飼育者の理解が得られやすい ・特別な道具を必要としない	・偽造・複製が容易で、独自性が保てない ・脱落する可能性がある ・経年劣化する ・識別情報を確認するために動物の体に接触する必要がある
入 墨	・脱落の心配がないので確実性は高い ・入墨は技術的に容易 ・比較的永続性が保持できる	・動物によって入墨可能場所が異なり、統一できない ・複製・偽造を完全に防ぐことができないため、番号等の独自性の確保が難しい ・経年変化によって判読しにくくなることもある ・施術者が少ない ・番号等を確認するために動物の体に接触する必要がある ・動物の体へ入墨することについて飼育者の理解が得づらい
脚 環	・大型動物から小型動物まで対応可能 ・複製・偽造がされにくい ・脱落の可能性が少ない ・経年劣化が少ない ・装着は技術的に容易 ・動物の体への負担が少ない ・安価である	・複製・偽造を完全に防ぐことができないため登録番号の独自性の確保が難しい ・装着者・装着機関が少ない ・登録番号を確認するために動物の体に接触する必要がある
耳 標	・装着は技術的に容易 ・安価である	・複製・偽造を完全に防ぐことができないため番号等の独自性の確保が難しい ・脱落する可能性がある ・経年劣化する ・番号等を確認するために動物の体に接触する必要がある
耳 刻	・脱落の心配がないので確実性は高い ・判別が容易 ・安価である	・外観が悪い ・耳を切ることについて飼育者の理解が得づらい
マイクロ チップ	・大型動物から小型動物まで、ほとんどの動物に対応可能 ・複製・偽造がほぼ不可能なので独自性が確保できる ・脱落しない ・埋込みは獣医師にほぼ限られるが、技術的には容易 ・登録番号の読み取りが容易で、必ずしも動物の体に接触する必要がない ・動物の体への負担が比較的少ない ・動物の表面の汚れや、周囲の水に影響されない ・読み取り結果をコンピュータに直接入力できる等、入力ミスの防止が可能	・体内に異物を埋め込むことについて飼育者の理解が得づらい ・比較的高額である ・措置がなされているか視認できない ・周囲に金属があると、読み取り感度が低下する ・リーダー（読取器）が必要
DNA 鑑定	・大型動物から小型動物まで対応可能 ・独自性が確保できる ・脱落の心配がないので確実性は高い ・経年変化がないので、永続性は高い ・動物の体への負担が少ない	・鑑定のための検査機関が少ない ・鑑定に長時間を要する（約3週間） ・検査の方法によっては誤った結果が出る可能性がある ・データ照会の度に鑑定が必要になる ・鑑定のために動物の体に接触する必要がある ・鑑定費用が比較的高額である ・視認できない
写 真	・撮影は容易で、全ての動物に適用可能 ・視認が可能である ・動物への負担はない ・安価である	・表示できる識別情報量が少ない ・外観に特徴が無い場合は個体識別が困難 ・動物の成長等による経年変化に対応できない

○ 首輪



○ 入墨セット



○ 名札・鑑札



○ 足環



○ 耳標



○ マイクロチップ



出典：山階鳥類研究所 HP、環境省資料

3. 動物の個体識別と登録に係る法令

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号 一部改正 平成 11 年 12 月 22 日)

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第 5 条

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、**動物の飼養及び保管に関しよるべき基準**を定めることができる。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」

(平成 14 年 5 月 28 日 環境省告示第 37 号)

第 4 共通基準

1 所有の明示

家庭動物等の所有者は、その責任の所在を明らかにし、逸走した家庭動物等の発見を容易にするため、名札、脚環、マイクロチップ等を装着するなど、動物の種類を考慮して、容易に脱落又は消失しない適切な方法により、その所有する家庭動物等が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること。

「展示動物の飼養及び保管に関する基準」

(平成 16 年 4 月 30 日 環境省告示第 33 号)

第 3 共通基準

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

(2) 狂犬病予防法（昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号）

（登録）

第 4 条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

（予防注射）

第 5 条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

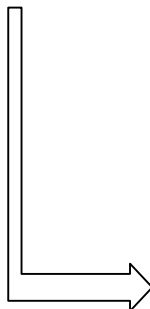
（輸出入検疫）

第 7 条 何人も、検疫を受けた犬等（犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。



「犬等の輸出入検疫規則」（平成 11 年 10 月 1 日 農林水産省令第 68 号）



平成 16 年 10 月 6 日 農林水産省 告示 第 1819 号

1 犬等の輸出入検疫規則（以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 1 の農林水産大臣の定める方法は、マイクロチップ（国際標準化機構の規格 11784 及び 11785 に適合するものに限る。）を犬等の皮下に埋め込み、当該マイクロチップに記録されている個体識別番号を輸出国政府機関の発行する証明書に記載する方法又はこれと同等以上の効力があると認められる方法とする。

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）

野生鳥獣の保護を図る観点から、愛玩飼養する場合には飼養登録を義務付けている。
また、鳥類については足環の装着、獣類については登録票のケージへの添付を義務付けている。

(4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「特定外来生物法」という。）

（平成 16 年 6 月 2 日 法律第 78 号）

特定外来生物の飼養、運搬、外国や国内の他の地域から持ち込まれた外来動物による生態系への影響（在来種の捕食、競合、駆逐や交雑による遺伝的攪乱等）、人の健康や農林水産業への被害を防止するため、政令で定める外来生物（特定外来生物）の輸入の原則禁止、飼養の禁止や許可制、個体識別措置義務、野外へ放つことの禁止、防除などについて定めている。

(5) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

（平成 15 年 6 月 11 日 法律第 72 号）

牛肉の安全性に対する信頼確保や BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛の生産・流通において、個体識別番号（10 桁）を利用し一元的に管理している。

牛の管理者は、牛の出生、輸入、譲り渡し及び譲り受け等に際して、農林水産大臣に届け出ることが義務付けられており、牛の両耳にその個体識別番号を表示することとされている。

(6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的として、希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する規制（販売禁止、個体登録）等を内容としている。

(7) 条 例

①危険動物の飼養許可等に係る各自治体の条例

動物による人への危害等を防止する観点から、危険動物の飼養を許可制とするなどの規制を行っている。飼養施設における標識等の掲示を義務化している場合がある。

②小笠原村飼いねこ適正飼養条例

環境衛生及び自然環境の保全を図る観点から、飼いねこについて登録を義務付け。名札の装着義務あり。

③沖縄県国頭村「ネコの愛護及び管理に関する条例」

（他に大宜味村・東村も同様の条例を制定）

動物愛護の意識を高めるとともに、環境衛生の保持及び自然環境の保全を図ることを目的として制定され、ネコの飼養を登録制にし、登録条件としてマイクロチップを義務付けている。

Ⅲ. マイクロチップによるペット動物の個体識別

1. 背景と経緯

これまで、我が国におけるペットの個体識別は、飼主責任の明確化、逸走・迷子動物の発見、災害時における動物救護活動の円滑化などを目的として、動物愛護団体などを中心に行われてきた。（犬については狂犬病予防の見地から登録、鑑札制度あり）

しかし、ペットとしての動物の飼育の現況は、その飼育数ならびに海外からの野生由来動物も年々増加するとともに、その種類も多様化している。また一方、これらの動物の無責任な飼育による近隣の迷惑、汚染、危害の発生、さらには生態系の影響も発生しており、飼主の自覚と責任ある飼育が求められている。

そこで、犬、ねこをはじめとして飼育される動物の個体識別を広く普及することにより、責任の所在、つまり飼主が明らかになり、ひいては、飼主の自覚を促し、動物愛護と適正な管理を進める上で、有効な手段となると考えられる。

動物愛護法では動物の所有者に、その所有する動物が自己の所有に係るものを明らかにするための措置を講ずるよう努力規定を定めているが、ペットに対する個体識別の普及は、生態系保全対策、人と動物の共通感染症対策としてのみならず、飼主が地域社会の一員としての責任とペット動物に対する責任を負い、動物愛護と動物の適正管理を促すという両面から有効な手段であり、今後こうした新たな視点の下にこの普及が図られることが望まれている。

2. マイクロチップによる個体識別において期待できる効果（有用性）

(1) 動物愛護の面から

①迷子、逸走動物の所有者等の発見

迷子として発見された動物の所有者等が速やかに確認でき、不必要な処分を未然に防ぐことが可能である。

②事故に遭遇した動物の所有者等の発見

- ・平成 15 年度環境省統計によれば、平成 14 年度に負傷動物として収容された犬 2,513 頭、ねこ 8,379 頭のうち、返還された数は、犬 496 頭、ねこ 130 頭で、返還率はわずか 5.7%である。
- ・自治体によっては、平成 9 年度で約 2 万 4 千頭のねこが路上で死体として収容されているが、そのほとんどが飼主不明のままに処分されている実態もある（東京都平成 9 年度）。

③災害時の迅速な対応

④動物の盗難への対応

盗難などの際、番号の変更、改ざん、消去ができないので確実な身元証明となる。

⑤遺棄の防止

占有している動物（哺乳類、鳥類及び爬虫類）の遺棄は、動物愛護法において罰則の対象となる。個体識別により遺棄された動物の所有者等確認が容易になり、罰則適用が可能となる。また、遺棄の心理的抑制効果も期待できる。

(2) 管理の面から

①迷惑防止（地域における共生）

飼いねこ、地域で飼養する動物を明確にし、人と動物のより良い社会関係の形成に貢献する。

ねこに関する苦情の主要な原因は、飼いねこと所有者の飼いねこが判別不明であり、飼主責任が不明瞭であるため、有効な対策が取りにくいこと、苦情者のストレス蓄積などにある。また、集合住宅などで動物を飼うための条件として利用するところも一部で見受けられる。

②危害の防止

ワニ、カミツキガメなど、明らかに飼育されていたと思われる動物の捕獲の例が散見されているが、所有者等が不明の場合が多く、迅速な対応がとられていない面もある。再発防止の観点から有効な手段である。

③動物の健康管理

病歴などの効率的管理ができる。

④トレーサビリティ

人と動物の共通感染症対策の有効な手段となる。

⑤動物輸出入時の個体証明

⑥血統登録管理

⑦動物医療保険時の個体証明

(3) マイクロチップによる個体識別の利点と問題点

①利点

- 1) 一度の埋込みで、自然に脱落すること、破損することはほとんどないので、個体確認に対する確実性が高い。
- 2) 電源不要（後述）で耐用年数が長いので、動物が活着している間に交換する必要がない。
- 3) マイクロチップに記録されている個体識別番号は変更が不可能である。
- 4) 専用の読取り装置（リーダー）で迅速で正確なデータの読み取りが可能である。
- 5) 麻酔なしで、容易に動物の皮下に埋込みできる。
- 6) 多くの種類の動物に応用できる。
- 7) 通信方式等が国際的に標準化されているので、番号の読取りについて広域的に対応することが可能である。
- 8) 読み取った番号を直接コンピュータに入力できるので、入力ミスが少ない。
- 9) データベースに所有者の連絡先等の情報を登録することによって、広域的な検索が可能となる。
- 10) 日本は島国であり、動物の移動もある程度限定されるので、全国的なデータベースシステムが構築されれば、保護された時の飼主返還率が飛躍的に高まる可能性がある。

②問題点等

- 1) 外観上、埋込みの有無の識別が不可能。
- 2) 専用の読取り装置（リーダー）が必要。

3) 動物病院、行政等での、読取り体制の整備と安全で確実な読取り方法の確立が必要。

※なお、犬の場合、所有者等の利便性等の観点から、狂犬病予防法による登録、鑑札制度との関係を含め検討すべきとの声もある。

4) 動物の体内へ異物を埋め込むことに対する所有者等の抵抗感。

5) コスト負担（埋込み費用、情報登録・管理費用等）。

6) 個人情報の管理に対する不信感、不快感。

7) 所有者への普及が不十分。

8) 各データベースにおける個人情報の管理の確立

IV. マイクロチップのあらまし

1. 歴 史

マイクロチップは小型集積回路の進化に伴い、工業用等に開発され、その後家畜等動物に転用されたものである。

1980年代の後半に、米国において小型動物用が開発され、民間団体の動物保護施設で広く使用されている。データ管理は、現在、民間団体により行われている。

その後、米国、スイスにおいて製造メーカーが設立され、また、米国において新しい規格が開発された。通信方式については、HDX（半二重通信）、FDX（全二重通信）と、複数の手段が採用された。

現在、米国の民間動物保護施設では、デジタルエンジェル社（旧社名：デストロン・フェアリング社）製、トローバン社製、アビッド社製のマイクロチップが使用されていると言われ、野生動物や動物園関係の団体等は、トローバン社製のものが頻用される傾向がある。

一方、製品を規格化する動きにより、ISO（国際標準化機構）において1996年にコード体系と通信方法に関する規格が完成した。

2. マイクロチップとは

(1) 動物の個体識別等を目的とした電子標識器具である。それぞれに固有の番号(15桁)を書き込んだ超小型集積回路(IC)が封入されている。

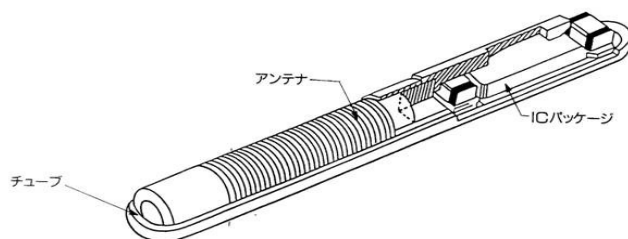
マイクロチップには、名札のように動物の体表に装着する方式、豚の耳標のように動物の体表に付着させる方式、動物の体内に直接埋め込む方式等があるが、通常、専用の使い捨てタイプ埋込器で動物の皮下に埋め込んで使用するのが一般的である。

(2) それぞれのマイクロチップには唯一の番号が記録されており、読取器(リーダー)から発信される電波によって番号を読み取り、個体識別を行う。

(3) 内部はIC及び電磁コイルから構成されている。これらを生体適合ガラス(鉛を含まないガラス)で完全に封入してある。

マイクロチップとは何か？

極小チップ、半導体素子。
非接触で認識できる個体識別番号を持った標識（トランスポンダ）のうち、埋め込み型のものをいう。



3. 大きさ、形状と材質

直径 2mm、全長 11～13mm の円筒形で、全表面は生体適合ガラスで覆われている。表面に微細な凹凸をつける特殊なコーティングを施す等の処置をとって、生体組織内での移動を最小限にとどめるようにしている製品もある。両端は丸く処理されている。



【マイクロチップと一円玉の比較】

4. 安全性と耐久性

少なくとも、その動物の生涯にわたり使用可能となるよう設計されている。本格的な普及から 10 年程度であるが、現在に至るまで故障、外部からの衝撃による破損事故等は報告されていない。

マイクロチップの表面材質は生体適合ガラスを使用しているため、埋込みによる副作用はほとんど報告されていない。

5. 利用可能な動物

マイクロチップは、一定以上の大きさの哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類に埋込み可能である。

【国内での使用例】

- ・犬、ねこ、その他ペット動物
- ・動物園で展示等される動物
- ・ワシントン条約によるアジアアロワナ（義務付け）

※ マイクロチップを埋め込むことができるそれぞれの動物の年齢や大きさについては、動物種、個体差等を考慮すべきであり、獣医師が判断して埋込み時期を決定している。

6. マイクロチップのデータコードと通信方式の規格

マイクロチップのデータコードと通信方式については、国際標準化機構(International Organization for Standardization 以下「ISO」という。)が定める規格(FDX-B 規格、HDX 規格)の他、ヨーロッパ伴侶動物獣医師会連合(The Federation of European Companion Animal Veterinary Association 以下「FECAVA」という。)が提唱している規格(FDX-A 規格)、各メーカーが独自に設定している規格がある(表 2)。原則としてそれぞれのマイクロチップの規格に準拠したリーダーで読み取ることができ、規格が異なると読み取り不能の場合もある。世界小動物獣医師会、米国獣医師会、その他の国々では、ISO 規格に統一する動きが出ている。

ISO では、「データコード(15 桁の番号)様式」と「通信方式(電波の周波数等)を規格化している。

データコードの規格	: ISO 11784 (1996 年)
通信方式の規格	: ISO 11785 (1996 年)

(1) データコードの規格 (ISO 11784)

ISO はマイクロチップのデータコードについて、ISO11784 で十進法で 15 桁の数字を規格化し、以下のようにとり決めている。

① 国コード (3 桁) 日本 : 392	②National ID Code (12 桁)
--------------------------	--------------------------

①国コードは ISO3166 (1993 年) で規定された各国のコードを使用することとし、日本の場合は 392 となっている。

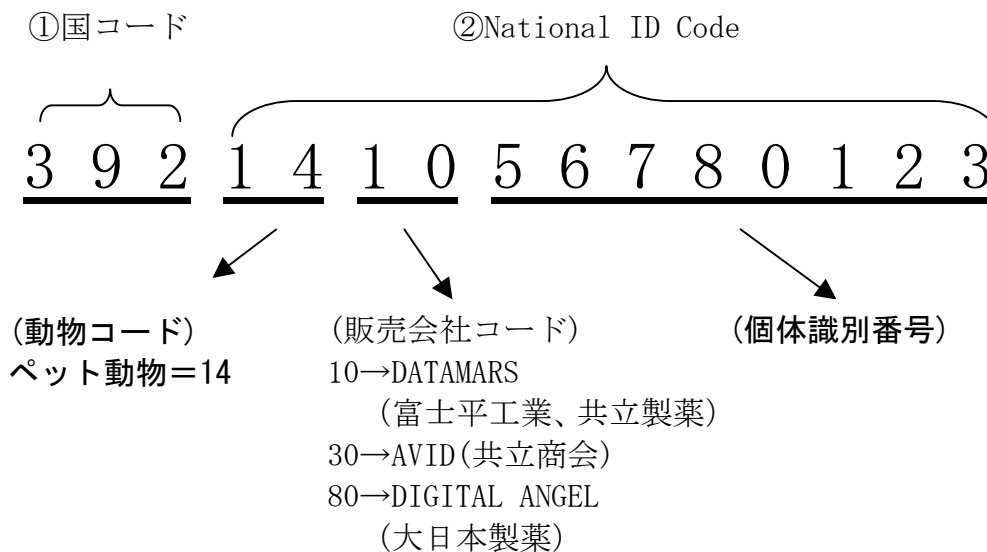
②National ID Code は各国の責任において使用方法を決め、数字の唯一性を確保することとなっている。なお、National ID Code が定められていない国の場合は、国コードの位置に ICAR (国際動物登録協会) が承認した製造者コードを入れることになっている。

日本においては、現在のところ国レベルで National ID Code は定められていないが、ペット動物において (社) 日本獣医師会が平成 7 年度に動物登録事業を発足した際に、下記のように定め、現在もペット動物において使用されている。

①国コード	②National ID Code		
	動物コード	販売会社コード	個体識別番号
392	14	(2 桁)	(8 桁)

【データコードの例】

登録番号：392141056780123 の場合



また、同時に、①部分に製造者コードが入っているマイクロチップも流通しているのが現状である。例えば、サージミヤワキ（株）社が輸入販売するトローバン社製 ISO 規格マイクロチップは国コードの位置に ICAR が承認したトローバン社製の製造者コード「968」が記録されている。

(2) 通信方式の規格（ISO 11785）

マイクロチップとリーダーとの通信方式については、FECAVA が使用している FDX-A 規格の他、FDX-B 規格と HDX 規格が存在するが、主に小動物分野で使用されていた FDX-B 規格と産業動物分野で使用されていた HDX 規格が ISO 規格に定められた。そのため、ISO 規格準拠のマイクロチップについては、生産メーカーが異なっても、ISO 規格準拠のリーダーで読み取ることが可能となっている。

現在、国内で販売されているマイクロチップについては、これらのデータコードは輸入元の各社の責任のもと、唯一性が保たれているので、直ちに混乱を生じることはない。

●国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）

ISO は正式名称を国際標準化機構（International Organization for Standardization）といい、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気及び電子技術分野を除く全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の作成を行っています。

（日本工業標準調査会ホームページより）

表 2：日本で一般に流通しているマイクロチップの規格

●AVID 社

規格	ISO	オリジナル	ヨーロッパ伴侶動物獣医師会 (The Federation of European Companion Animal Veterinary Associations: FECAVA)
サイズ	2 mm×12 mm	2 mm×12 mm	2 mm×12 mm
移動防止処理	生態適合ガラスに 高分子処理で加工	生態適合ガラスに 高分子処理で加工	生態適合ガラスに 高分子処理で加工
記録内容	数字 15 桁	AVID. 111 * 111 * 111 ("111"部分は数字が入る)	111111111A ("111"部分は数字が入る) ("A"部分はアルファベットが入る)
書き換え	不可	不可	不可
備 考	日本、英国で普及	米、英、台湾、アジアで普及	米国で普及

●DATAMARS 社

規格	ISO
サイズ	2 mm×12 mm
移動防止処理	生態適合ガラスに 波形の加工
記録内容	数字 15 桁
書き換え	不可
備 考	欧州、日本で普及

●DIGITAL ANGEL 社 (旧 DESTRON 社)

規格	ISO	ISO (体温測定センサー付)	オリジナル
サイズ	2 mm×11 mm	2 mm×13.5 mm	2 mm×11 mm
移動防止処理	ポリエチレンキャップ (ハイボンド：特許) により表面不規則	ポリエチレンキャップ (ハイボンド：特許) により表面不規則	ポリエチレンキャップ (ハイボンド：特許) により表面不規則
記録内容	数字 15 桁	数字 15 桁	数字とアルファベット 10 桁
書き換え	不可	不可	不可
備 考	日本、アジア、EU 諸国、 豪州で普及	英国、日本から 発売開始予定	米国、台湾で普及

●TROVAN 社

規格	ISO	オリジナル
サイズ	2 mm×11 mm	2 mm×11 mm
移動防止処理	生体適合ガラスで対応	生体適合ガラスで対応
記録内容	数字 15 桁	AAAAAAAAAA (16 進法で 10 桁、"A"部分は アルファベットまたは数字が入る)
書き換え	不可	不可
備 考	日本、欧州で普及	豪州、台湾で多い、世界的に動物園 動物で普及

※オリジナル規格：メーカー独自規格を意味する。

7. 我が国で流通しているマイクロチップ

現在、日本国内で流通している ISO 規格に準拠しているマイクロチップは主に以下の通りである。

マイクロチップメーカー名	商 品 名
アビッド社 (アメリカ)	A V I DマイクロチップⅡ
データマース社 (スイス)	アイディール
デジタルエンジェル社 (アメリカ)	ライフチップ
トローバン社 (アメリカ)	A G E トロン I D-162

(注)：この他に ISO 規格に準拠していないマイクロチップもあり、ISO 規格準拠リーダーの種類によってはデータコードを読み取れない場合もある。

8. マイクロチップに係る法規制

(1) 薬事法

日本で流通しているマイクロチップの多くはあらかじめインジェクター（埋込器）の注入針にマイクロチップがセットされた状態で販売されている。これらは薬事法の動物用医療機器に該当し、日本の業者が注入針にマイクロチップがセットされたインジェクターを輸入する場合は、農林水産省から薬事法に基づく動物用医療機器製造販売業の許可及びインジェクター（管理医療機器）については品目ごとに承認を得る必要があり、さらにマイクロチップ（一般医療機器）については品目ごとに届出が必要である。

(2) 獣医師法

獣医師法第 17 条に定める飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずら等）に対してマイクロチップを埋め込む行為は同条で規定する診療に該当し、ペットショップ等で獣医師の資格を持たない店員が、飼育動物である犬やねこに業務としてマイクロチップを埋め込んだ場合、獣医師法違反となる可能性がある。

V. マイクロチップの埋込みと読み取り

1. マイクロチップの埋込み

マイクロチップには、前述のとおり動物の体内に直接埋込む方式の他、牛の耳標のように動物の体表に装着させる方式等があり、その装着の有無が直接視認できる利点があるが、脱落の可能性等もあるため、個体識別の確実性を期すには不都合な面もある。

また、外観的に受け入れられない場合もあることから、ペット動物における個体識別は諸外国等においても、脱落が少なく、取り外しも困難な、体内埋込み方式が利用されることが多い。

(1) 埋込み器

(インジェクター、インplanター等)

専用の使い捨てタイプ。形状は各メーカーにより異なる。マイクロチップは、あらかじめ針内に装填されていることが多い。

(針の太さは12ゲージ前後である。)

(2) 施術者

獣医師など

(3) 埋込み部位

犬やねこなどについては、背側頸部（正中線よりやや左側）の皮下への埋込みが一般的である。



【日本で流通しているマイクロチップの埋込器】

(注)：マイクロチップの埋込み場所については、世界小動物獣医師会や米国ブロンクス動物園が提唱した国際勧告案で、それぞれ埋込み部位を示している（表3）。

また、各法令等で定められている場合はそれに従う。

(4) 埋込み時期

マイクロチップの埋込みは、通常、犬では生後約2週間齢頃、ねこでは生後4週間齢頃から可能であると言われているが、動物種、個体差等を考慮すべきであり、獣医師等が判断して埋込み時期を決定する。（ある程度の大きさが必要であるが、ハムスター等小型動物への埋込みも可能といわれている。）

(5) 埋込み方法

①埋込み前にマイクロチップの個体識別番号（データコード）が読み取れること等を確認する。

マイクロチップは、埋込み前に必ず番号を読み取って正常に作動すること、読み取ったマイクロチップの番号が添付文書の番号と同一であることを確認すること。

②埋込み部位の消毒を適切に行う。

③正しい位置に埋め込む。

マイクロチップが埋込み部位から脱落することを避けるために、皮下組織の所定の位置に埋め込む。メーカーによっては、針の上に埋込み位置のマークがついているので、その位置まで針を注入して埋込み器を操作する。埋込みが不十分だとマイ

クロチップが脱落する可能性がある。

また、注入した針先はかき回さず、マイクロチップを針から押し出すときには、動物が動かないように注意する。

飛び出し防止のために、埋込み部位を外科用瞬間接着剤等で処置することが望ましい。

④針先を不用意に動かさない。

埋込み部位は一般に皮下であるが、筋肉内に埋め込む場合は針先がナイフ状になっているため、針先を不用意に動かさず、まっすぐに入れてそのまま抜く。

⑤埋込み後にリーダーで読み取りの確認をする。

(6) 飼主への説明（インフォームド・コンセント）

獣医師がペット動物にマイクロチップを埋め込む場合は、次に示すような項目について説明することが望ましいとされている。

①目的と効果

- 1) 迷子として発見されたペットについて、身元が確認でき、飼主がわかる。
- 2) 災害・盗難など、緊急時の確実な身元証明ができる。
- 3) 捨て犬・捨てねこを防ぎ、人とペットのより良い社会的関係の形成に貢献する。
- 4) 集合住宅などで飼う際に共生のためのルールや条件として活用することにより、動物によるトラブルが解決しやすくなる。

以上のことによりペットの生命を守り、安心して共に暮らすことができる。

(注1)：マイクロチップの埋込みと狂犬病予防法に基づく登録とは異なるものであること。

(注2)：マイクロチップはGPS（衛星利用測位システム）などとは異なり、動物の位置や存在を示すものではないこと。

②痛みおよび副作用

通常の皮下注射に比べると、やや針が太い印象であるが、一瞬で埋込みできるため、動物に明らかに苦痛を与えるようなことはない。またマイクロチップの表面材質は生体適合ガラスを使用しているため、埋込みによる副作用はほとんど報告されていない。

③リーダーを保有している場所

- ・マイクロチップの埋込みを行っている動物病院
- ・一部地方自治体の動物愛護相談センター等

今後、特定外来生物法の施行に伴い、環境省自然保護事務所等においてリーダーが整備される予定である。

④データ管理

現在、ペット動物については、データ管理団体（P. 34 の資料を参照）が行っていることから、必要に応じて登録手続きを行うことになる。

なお、特定外来生物法に基づく登録等については、環境省自然環境局野生生物課等に照会されたい。（P. 33 の資料を参照）

【マイクロチップの埋込み】



犬



ねこ



馬



蛇

表 3：マイクロチップの埋込み部位

世界小動物獣医師会 「小動物の注入部位に関するマイクロチップ小委員会」			米国ブロンクス動物園提唱 埋込み部位に関する国際勧告案	
			原則として、動物の左側に埋め込むものとする	
哺乳類	犬、ねこ (A)	背側正中線の肩甲骨間より頭部より（欧州を除く全ての国におけるスタンダード。ただし、英、アイルランドを含む）		
	犬、ねこ (B)	左頸部の中央部（欧州を除くスタンダード。ただし、英、アイルランドを除く）		
	犬、ねこ以外（左右対称）	原則左側。ただし、注入部位によって雌雄鑑別を行う場合、雄は右、雌は左に注入。		
	馬 (A)	項靱帯（耳との間の中央または 1/3 の部位。豪を除く全ての国において採用）		
	馬 (B)	左頸部の筋肉内（豪において推奨）		
	牛、豚、めん羊、山羊等の食肉生産用動物	左耳基部の軟骨上皮下。（ただし、マイクロチップ注入を示すタグ等を装着。と殺時にマイクロチップの回収を強く推奨。また、マイクロチップ注入に関する規則が制定されていなければ飼養不可。）		
	象	尾の基部の皺壁の左側	象	尾の皺壁、左側
	ハイラックス	左腰部皮下	ハイラックス	左腰部（頸部の皮膚は厚く埋込困難のため）
	ロリス	左腰部皮下	ロリス	左腰部（皮膚が厚く埋込困難のため）
	アルパカ	左耳後部の左頸部中央部		
	その他の哺乳類（せき柱から肩甲骨間の距離 17cm 以上）	左耳基部皮下	その他の哺乳類（せき柱から肩甲骨間の距離 17cm 以上）	左耳後方基部
	その他の哺乳類（せき柱から肩甲骨間の距離 17cm 未満）	肩甲骨間	その他の哺乳類（せき柱から肩甲骨間の距離 17cm 未満）	肩甲骨間の中央左側
鳥類	一般（5.5kg 以上、又は足の長いもの）	頸の付け根の皮下。左胸筋内。（尾部に向けて注入し、医療用瞬間接着剤を塗って指で圧力をかけて塞ぐか、縫合する）	一般（1.5kg 超、又は足の長いもの）	頸と体部の結合部（左）
	一般（5.5kg 未満）	左胸筋内。（尾部に向けて注入し、医療用瞬間接着剤を塗って指で圧力をかけて塞ぐか、縫合する）	一般（中型（1.5kg 以下））	胸筋（左）
	平胸類の鳥	頭部の後ろ、左側の筋肉内		
	高齢の鳥	左大腿部皮下		
	エミュー	背側正中		
			オウム目	左胸筋
			ハゲワシ類	頸部の基部
			他のタカ類	左胸筋
は虫類	カメ類（小型）	左後肢結合部皮下	カメ類	左後肢結合部
	カメ類（大型、小型（皮膚が薄いもの））	左後肢結合部筋肉内（医療用瞬間接着剤で塞ぐ。冬眠するものについては冬眠前に数週間の余裕を持って注入する）		
	トカゲ（頭胴長 12.5cm 超）	左鼠径部	トカゲ（頭胴長 12.5cm 超）	左鼠径部
	トカゲ（頭胴長 12.5cm 以下）	左体腔内	トカゲ（頭胴長 12.5cm 以下）	左腹腔内
	ヘビ	左頸部（鼻先から頭長の 2 倍の距離の部位）	ヘビ	左後頸部
			ワニ	左前方後頭部
両生類	一般	リンパ管（医療用瞬間接着剤で塞ぐ）	一般	リンパ管（医療用瞬間接着剤で塞ぐ）
魚類	30cm 以上	背びれの前方基部	30cm 以上	背びれの左側
	30cm 未満	左側体腔内	30cm 未満	体腔内

2. 個体識別番号の読み取り

(1) 読み取り原理

- ①リーダーから発信される電波（質問電波）が、電磁誘導によってマイクロチップ内のコイルアンテナに電力を発生させる。
- ②その電力でICが起動することで電磁誘導電波（応答電波）を発信し、リーダーがその応答電波を受信する。
- ③応答電波から読み取られたデータはリーダーのディスプレイ上に被識別動物の個体識別番号として表示される。
- ④このため、マイクロチップ本体には電池が不要であり、長期にわたる使用が可能である。

(2) リーダーの種類

リーダーにはその利用目的等により様々な形状、性能のものがある。平成17年3月現在、国内で販売されているリーダーは表4のとおりである。

①ハンディタイプ

小型で軽量のハンディタイプは、価格も比較的安く持ち歩きができるなど取り扱いが簡単なことから、動物病院や行政機関、動物愛護団体等、様々な施設で利用されている。特にマイクロチップを取り扱う動物病院では埋込み前の作動確認を行うため、そのほとんどがこのリーダーを保有している。

②スティックタイプハンディリーダー

このタイプは、動物をおり等に入れたままでその個体識別番号を読み取れるように棒（スティック）の先端にアンテナを備えたスティックタイプのハンディリーダーである。スティックの先端がケージの中に入るように設計されている。



↑ AVID社のスティックリーダー



データマース社のスティックリーダー→

③据置タイプ

動物収容施設などで動物数が多い場合など、また、動物の状態等でハンディリーダーによる読み取りが困難な場合に有効である。動物が通り抜けるだけでマイクロチップの個体識別番号を読み取ることができる（コンピュータと接続し、ネットワー

クシステムなどへの発展も可能)。感度は比較的良いとされている。寸法、形状はさまざまで、動物が通り抜ける形のゲート型、人と一緒に通れるタイプなどもある。



【ゲート型リーダーの一例】

(3) 互換性

- ①マイクロチップとリーダーが ISO 規格に準拠した製品であれば、製造メーカーが異なっても読み取ることができる。
- ②日本の動物園等で利用されていたものは ISO 規格を採用していない製品（トローバン社オリジナル規格）もある。従って ISO 規格準拠のリーダーでは読み取れない場合もあるが、デジタルエンジェル社、データマース社、アビッド社等からはトローバン社オリジナル規格も読み取れるリーダーが発売されている。

(4) 読取り上の注意事項

リーダーはメーカーによって指向性（読み取り易い方向性）が異なる。この特性を考慮に入れて読取り、マイクロチップの個体識別番号をできる限り確実に確認する。

特性を見つける方法は、色々な角度からマイクロチップを近づけて読み取ることで把握することができる。リーダーの前方にあるものもあれば、リーダーの斜め下や中央部外下、側方等様々である。

読取り時にはゆっくり動かす方が、リーダーが発する電波とマイクロチップのコイル状アンテナがより確実に交差し、読み取りやすい傾向にある。

なお、ハンディリーダーは一般に読み取り幅が限られている（3～10 cm）ので、動物の体表全体をゆっくり移動させる必要がある。

この他、取扱説明書に従って適正に取り扱う。

(5) その他

- ①マイクロチップが埋め込まれているかどうかはレントゲン撮影による確認が可能である。
- 万一、二つのマイクロチップが埋め込まれた場合は、両者が干渉しあって読取りが困難になることがあるとされている。

- ②海外に出国する予定のある動物については、飼主があらかじめ出国先の規制などを大使館などに問い合わせるよう助言する。
- ③マイクロチップはX線照射の影響を受けないと言われている。
- ④マイクロチップを埋め込まれた動物が磁気共鳴画像（Magnetic Resonance Imaging : MRI）の検査を受けても、マイクロチップは正常に機能し、かつ動物も影響を受けないと言われている。ただし、マイクロチップの周辺 5cm は MRI の画像が乱れて読影が不可能となると言われている。

表4：日本で販売されているマイクロチップリーダー

メーカー	日本での販売会社	製 品 名		想定対象動物 (小動物・動物園)	想定設置施設
アビッド社	共立商会株式会社	AVIDモニトラッカーII		想定対象動物 (小動物・動物園)	動物病院、動物検疫所、牧場 等
		AVID棒状リーダー		危険動物、水棲動物	動物病院、動物収容施設 等 動物検疫所、牧場、学校
		AVID/パワートラッカーVI		小動物、動物園、野生生物	動物園、動物検疫所、動物収容施設 等
データマース社	富士平工業株式会社	アイマックス (I MAX)		小動物、畜産動物 動物園、水産動物	動物病院、動物収容施設 等 動物検疫所、牧場、学校
		マルチリーダー (ISOMAXⅢ)		小動物、畜産動物、動物園、水産動物	大学動物病院、動物収容施設 等 動物検疫所、牧場、水産研究センター 等
		スティックリーダー		小動物、畜産動物、動物園、水産動物	動物関係事務所
		据置き型リーダー		小動物、畜産動物 動物園	動物収容施設 等、動物検疫所 等
トロローバン社	サージミヤワキ株式会社	ポケットリーダー		小動物 (犬、猫、サンショウオ、海カメなど)	小動物病院、環境アセスメント会社、 コンパニオンアニマルのブリーダー 等
		マルチリーダー		小動物、動物園、野生生物	動物園、ブリーダー 等
デジタルエンジェル社	アニマルサイエンス部 大日本製薬株式会社	ポケットリーダー		小動物、馬	動物病院、動物収容施設 等、動物検疫所、大学、実験動物会社 等
		ポケットリーダー (体温測定機能付)		小動物、馬	動物病院、動物収容施設 等、動物検疫所、大学、実験動物会社 等
		ウォークスルーリーダー		小動物	動物収容施設 等

本体価格 (税込)	読取可能な MCの規格	大きさ	重さ	読取距離※	特 徴
31,500円	ISO規格 FECAVA規格 アビッド社オリジナル規格	180×60×22	220	80mm～ 100mm	小型、軽量 読取可能な規格が多い。
131,250円	ISO規格 FECAVA規格 アビッド社オリジナル規格	180×60×22 (本体部分)	227	80mm～ 100mm	棒の先端にアンテナがあるため、遠くからでも読み取り可能。棒状部分・アンテナとも完全防水なので、魚などは水槽の中にアンテナを入れて読み取ることが可能。 読取可能な規格が多い。
189,000円	ISO規格 FECAVA規格 アビッド社オリジナル規格 トローバン社オリジナル規格	210X150X90	790	80mm～ 100mm	読取可能な規格が多い。 パソコンにデータが転送できる。
36,750円	ISO規格 FECAVA規格	300×124×44	360g	100mm	小型、軽量。パソコンにデータが転送できる。 (専用接続コード¥11,000)
173,250円	ISO規格 FECAVA規格 トローバン社オリジナル規格	300×140×50	900g	150mm	読取可能な規格が多い。パソコンにデータが転送できる
230,000円 (予価)	ISO規格 FECAVA規格 トローバン社オリジナル規格	スティック部: 780×18φ リーダー部: 300×124×44	スティック部: 200g リーダー部: 360g	20mm～ 60mm	スティックの先端のアンテナをケージの中に挿入できる。 平成17年4月発売予定
約800,000円 (税別基本価格、仕様により異なる)	ISO規格	仕様により異なる	仕様により異なる	300×左右 =600mm	専用設計。無人読取り対応、システム化、無線通信など各種対応が可能
41,790円	ISO規格 FECAVA規格 トローバン社オリジナル規格	125×65×25	160g	50mm	小型、軽量。読取可能な規格が多い。パソコンへのワイヤレスデータ転送が可能。読取データ記録(個体番号+読取日時で2010データ)
141,750円	ISO規格 FECAVA規格 トローバン社オリジナル規格	170×140×125	480g	200mm	読み取り可能な規格が多い。パソコンへのワイヤおよびワイヤレスでのデータ転送が可能。ポケットリーダーに比べ読み取り距離が長く、範囲も広い。読取データ記録(個体番号+読取日時で2000データ)
33,600円	ISO規格 FECAVA規格	170×80×32	308g	50～100mm	小型、軽量。バックライト付き液晶表示。単4アルカリ電池×4で使用。自動電源オフ機能。電子カルテとの連携可能
未定	ISO規格 FECAVA規格	170×80×32	308g	50～100mm	平成17年新発売予定。体温測定機能付。小型、軽量。バックライト付き液晶表示。単4アルカリ電池×4で使用。自動電源オフ機能。電子カルテとの連携可能。
約800,000円 (税別基本価格、仕様により異なる)	仕様により異なる	仕様により異なる	仕様により異なる	300×左右 =600mm	多機能・PCとの連携

VI. 索引Q & A

1. 目的と効果

Q 1 : 動物の個体識別は必要なのですか？

P. 3 参照

Q 2 : 動物の個体識別の方法にはどのようなものがありますか？

P. 4 参照

Q 3 : マイクロチップによる個体識別措置が法的に必要とされる場合としてはどんな場合がありますか？

P. 5、6 参照

Q 4 : マイクロチップによる個体識別の利用目的にはどのようなものがありますか？

P. 8 参照

Q 5 : 他の個体識別方法と比較してマイクロチップによる個体識別の利点としてはどんなことがありますか？

P. 9 参照

Q 6 : マイクロチップを入れていれば、迷子になっても確実に家に帰ってこられるのですか？

A : 迷子になった動物が確実に帰ってくるわけではありませんが、飼主のデータを登録しておけば、迷子動物が収容された際にマイクロチップの読み取りを行うことにより、確実に飼主がわかります。

Q 7 : マイクロチップで、飼い犬や飼いねこは今どこにいるのかもわかりますか？

A : 現在のところ、マイクロチップにはGPS（衛星利用測位システム）のように動物の位置がわかる機能はありません。

2. マイクロチップとは

Q 1 : どういうものでしょうか？

P. 11、12 参照

Q 2 : マイクロチップはどんな構造ですか？

P. 11、12 参照

Q3 : マイクロチップの材質は何で出来ていますか？

P. 11、12 参照

Q4 : マイクロチップの電池交換の必要性は？

P. 12, 21 参照

Q5 : マイクロチップの耐用年数はどのくらいですか？

P. 12 参照

Q6 : 注入されたマイクロチップが外部から衝撃が加えられた場合、壊れることはありませんか？

P. 12 参照

Q7 : ペット動物以外ではどのような動物に使われますか？

P. 12、20 参照

Q8 : マイクロチップは小さな動物にも可能ですか？

P. 12 参照

Q9 : 日本で流通しているメーカー別のマイクロチップにはどのようなものがありますか？

P. 15 (表2) 参照

Q10 : マイクロチップから電磁波は出ないのですか？

A : 出ません。リーダーから発信される電波がマイクロチップに記憶されたデータに基づき変調される方式です (P. 21 参照)。

Q11 : マイクロチップは水中でも読めますか？

A : 水中でも読めます。ですから、魚類にも使用が可能です。

Q12 : マイクロチップのデータは変更や書き込みができますか？

A : データの唯一性を保つために、変更や書き込みはできないようになっています。

Q13 : マイクロチップがリーダーに間違ったデータを伝送することはありませんか？

A : マイクロチップとリーダーの間でデータのチェックを行っています。もしチェックの結果、誤りと判断されたときはエラーと表示されます。

3. 規 格

Q 1 : マイクロチップには、国際規格があるそうですが、どのようなものでしょうか？

P. 1 3 参照

Q 2 : ISO 規格データコードの 15 桁の数字による登録番号の内容について教えてください。

P. 1 4 参照

Q 3 : ISO とはどのようなものですか？

P. 1 4 参照

Q 4 : ISO 規格のものとそうでないものとはどのような点が異なりますか？

P. 1 5 (表 2) 参照

4. 埋込み

Q 1 : マイクロチップはどこで埋込みできますか？

A : 近くの動物病院にお尋ね下さい。(動物病院によっては注入を行っていない場合もあります)

Q 2 : 体の中でマイクロチップが移動することはありませんか？

P. 1 2 参照

Q 3 : マイクロチップは生後どれくらいから注入できますか？

P. 1 2、1 7 参照

Q 4 : マイクロチップの注入は誰にでもできますか？獣医師でなければマイクロチップの注入はできないのですか？

P. 1 2、1 6 参照

Q 5 : マイクロチップの注入部位は動物ごとに決められていますか？

P. 2 0 (表 3) 参照

Q 6 : マイクロチップを注入する際の注意すべき事項について教えてください。

P. 1 7、1 8 参照

Q 7 : マイクロチップの注入は痛そうでかわいそうですが、動物への苦痛はありますか？
またマイクロチップを埋め込まれた動物への副作用や違和感、痛みは残らないのですか？

P. 18 参照

Q 8 : マイクロチップを二重に埋め込んだ場合はどうなりますか？

P. 22 参照

Q 9 : 一度埋め込んだマイクロチップの取り出しは可能ですか？

A : 不可能ではありませんが、注入されたマイクロチップは体内の組織と結合するため、かなり大掛かりな手術が必要となります。

5. 読み取り

Q 1 : マイクロチップのリーダーの種類にはどのようなものがありますか？

P. 24、25（表4）参照

Q 2 : リーダーの種類によって性能等の違いはありますか？

P. 24、25（表4）参照

Q 3 : どのメーカーのマイクロチップでも読み取りは可能ですか（互換性）？

P. 22 参照

Q 4 : マイクロチップを判読するためのリーダーの感度はどのくらいでしょうか？

P. 25（表4）参照

Q 5 : リーダーの読み取り距離はどのような場合に変わりますか？

A : マイクロチップのメーカーによって異なります。また、読む場所の電磁環境、周囲の金属の有無、リーダーとの相対位置、動物の姿勢などによっても変わります（P. 22 参照）。

Q 6 : 医療機器（MRI 等）との関係について教えてください。

P. 23 参照

Q 7 : ゲート型リーダーの場合、クサリ等を首に巻いていたときでも感知できますか？
また一度に2頭が通過した際はどうか？

A : マイクロチップの上を金属の鎖が覆いかぶさっている場合は感知

できません。また、2頭がまったく並行して同時にゲートを通過した場合は感知しません。ただし、実際にはこのような場合は少ないので、ほとんどの場合は2頭とも感知できます（P. 22 参照）。

Q 8 : リーダーの価格はいくらですか？

P. 25（表4）参照

Q 9 : マイクロチップのリーダーは誰でも入手できるのですか？

A : 誰でも入手できます。

Q10 : マイクロチップ、リーダーはどこに置かれていますか？（設置場所）

A : マイクロチップの埋込みを行っている動物病院に置かれています。また、マイクロチップを推進している自治体の動物愛護センター等の施設にもありますが、現在のところ全ての施設にあるわけではありません。

6. 費用

Q 1 : マイクロチップの注入ならびに登録にはどれくらいの費用がかかりますか？

P. 39 参照

Q 2 : マイクロチップを付けていると犬の登録は免除されますか？

A : 犬の登録鑑札は狂犬病予防法により犬の所有者に義務付けられているもので、マイクロチップを注入していても免除されません。

7. 普及推進

Q 1 : 日本のマイクロチップによる個体識別の普及推進はどうなっていますか？

P. 35 参照

8. 諸外国におけるマイクロチップの普及推進

Q 1 : マイクロチップは、世界中で使用される傾向にあるようですが、現在導入されている国はどこですか？

P. 31 参照

Q 2 : 導入されている国においては、任意で導入されているのでしょうか？何らかの法的な規制の下に使用されているのでしょうか？

A : 導入国によりばらつきがありますが、一般的にヨーロッパでは法的な裏付けに基づいて行われていることが多いようです。またオーストラリア、ニュージーランドは既にマイクロチップを埋め込んでいないペットの輸入は全面禁止となっています。但し、最新の情報については、各国の大使館等にお問い合わせください。

Q 3 : 導入されている国では、どのような動物が対象となっているのでしょうか？

A : EUでは、大動物全般にわたっての導入が決定されていますが、各国の事情により導入が遅れており、ペット市場が先行する形となっています。

9. 出入国と個体識別

Q 1 : 海外へペットを連れて行く際にマイクロチップが義務付けられている国はどこでしょうか？

A : 下記を参考にして下さい。但し、最新の情報については、各国の大使館または日本国内の動物検疫所（P. 34 参照）にお問い合わせください。

①登録制度として義務化している国＝シンガポール、フランス、スペイン（バレンシア州）

②動物検疫制度として入国の際義務化している国＝オーストラリア、ニュージーランド、米国（ハワイ州）

Q 2 : 日本から海外にペットを出国させる際に必要な手続きについて教えて下さい。

A : 行き先の国の大使館及び日本国内の動物検疫所（P. 34 参照）にお問い合わせください。

Q 3 : 海外からペットを日本に入国させる際に必要な手続きを教えてください。

A : 日本国内の動物検疫所（P. 34 参照）にお問い合わせください。

Q 4 : 海外からペットを日本に入国させるにあたって、現地に ISO 規格のマイクロチップがない場合、どうしたらよいのでしょうか？

A : 日本国内の動物検疫所（P. 34 参照）にお問い合わせください。

Q 5 : 海外でペットに ISO 規格外のマイクロチップを埋込みましたが、日本に帰国する際はさらに ISO 規格のマイクロチップの準備が必要ですか？規格外と規格マイクロチップの二重埋込みの場合その読取りはどうなりますか？

A：日本国内の動物検疫所（P. 34 参照）にお問い合わせください。

Q 6： 海外で注入したマイクロチップが読み取れない場合の対応はどうしたらよいですか？

P. 22 参照

Q 7： その他、ペットの出入国に関してはどこに問い合わせれば良いのですか？

A：日本国内の動物検疫所（P. 34 参照）にお問い合わせください。

VII. 資 料

1. 関係機関連絡先一覧
2. マイクロチップ普及推進団体
3. A I P Oのデータの登録・管理・照会
4. マイクロチップによる動物個体識別に関連する各種調査
 - (1) 個体登録措置の実施状況及び飼主の意識調査
 - (2) マイクロチップに関する犬・ねこの飼育者意識調査
5. マイクロチップによる動物個体識別の導入事例
 - (1) 静岡県の事例（動物登録事業実施細部要領）
 - (2) 福岡県の事例
 - (3) 独立行政法人都市再生機構（旧 都市基盤整備公団）ペット共生賃貸マンションペット飼育規則（抜粋）
 - (4) 沖縄県国頭村、大宜味村及び東村における「ネコの愛護及び管理に関する条例」（抜粋）
6. 新聞記事

1. 関係機関連絡先一覧

【環境省自然保護事務所】

自然保護事務所	住所	電話番号
東北北海道地区	〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階	0154-32-7500
西北北海道地区	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎 6 階	011-272-1631
東北地区	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6 階	022-722-2870
北関東地区	〒321-1434 栃木県日光市本町 9-5	0288-54-1076
南関東地区	〒250-0522 神奈川県足柄下郡 箱根町元箱根旧札場 164	0460-4-8727
中部地区	〒390-1501 長野県南安曇郡安曇村 124-7	0263-94-2024
近畿地区	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 2-1-2 国民会館・住友生命ビル 1 階	06-6966-0258
山陰地区	〒683-0067 鳥取県米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎	0859-34-9331
山陽四国地区	〒700-0984 岡山県岡山市桑田町 18-28 明治生命岡山桑田町ビル 1 階	086-223-1577
九州地区	〒869-2225 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川 1180	0967-34-0254
沖縄奄美地区	〒900-0027 沖縄県那覇市山下町 5-21 沖縄通関社ビル 4 階	098-858-5824

【農林水産省動物検疫所】

所 名	住 所	電話番号
横浜本所	〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町 11-1	045-751-5921
成田支所 検疫第 1 課	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 第 1 旅客ターミナルビル	0476-32-6664
中部空港支所	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1 丁目 1 番地	0569-38-8577
関西空港支所	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地 CIQ 合同庁舎	0724-55-1956
神戸支所	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎	078-222-8990
門司支所	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-1116
沖縄支所	〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-861-4370

2. マイクロチップ普及推進団体

現在、国内においてマイクロチップによる個体識別、登録事業と普及推進を全国的に行っている団体のひとつとして、公益法人5団体により構成される「動物ID普及推進会議」がある。

動物ID普及推進会議（Animal ID Promotion Organization 略称：AIP0＝アイポ）

AIP0は動物の飼主の責任と義務を明確にするため、また、遺棄されたり迷子となった動物や、自然災害時に飼主不明となった動物の飼主の特定を容易にし、動物の処分等の未然防止を図るなど、動物福祉の増進ならびに人の生命、身体および財産に対する侵害の防止に寄与することを目的として平成14年12月に以下の公益法人によって設置された団体である。

主な事業として、マイクロチップによる動物個体識別の普及推進とデータ登録、管理、照会を行っている。

【AIP0 構成団体】

○全国動物愛護推進協議会（4団体）

（財）日本動物愛護協会

（社）日本動物福祉協会

（社）日本愛玩動物協会

（社）日本動物保護管理協会

○（社）日本獣医師会

設 立：平成14年12月20日

幹事長：中川 志郎 （財）日本動物愛護協会理事長

事務局：（社）日本動物保護管理協会

3. AIPO のデータの登録・管理・照会

現在我が国においてマイクロチップによる個体識別のデータ登録・管理・照会を行っている組織は、特定外来生物法、犬等の輸出入検疫規則に基づいて行政で行うもののほか、公益法人 5 団体により構成される「動物 ID 普及推進会議」と（株）大日本製薬「アニマルサイエンス部」によるものがある。

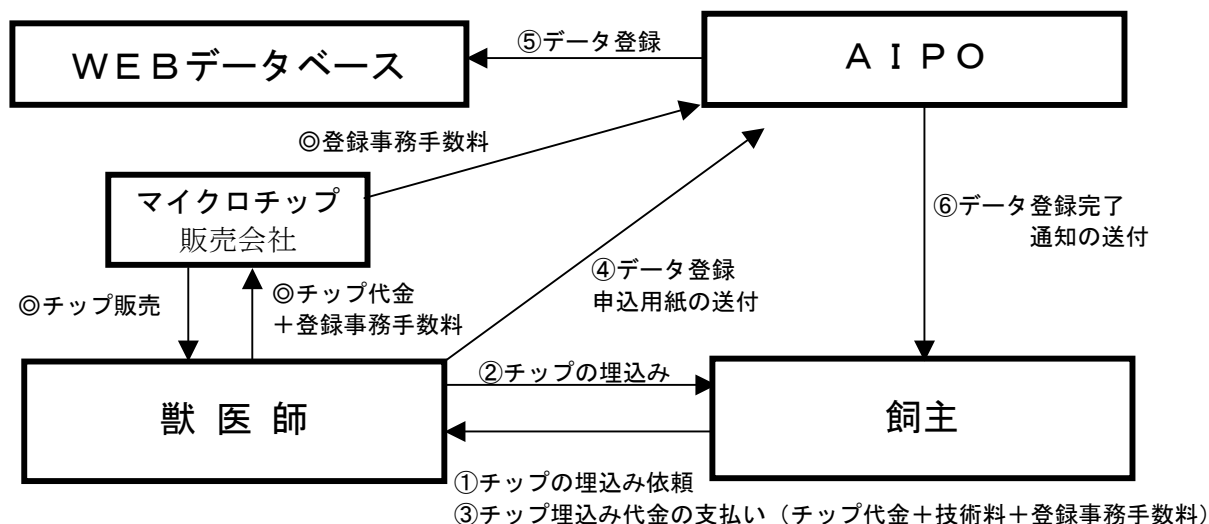
以下、動物 ID 普及推進会議（AIPO）のデータ登録・管理・照会システムの例について紹介する。

(1) データの登録

AIPO では現在、A 方式と B 方式の 2 つの方式をとっている。この 2 方式で異なる主な点は、登録事務手数料の納入方法にある。

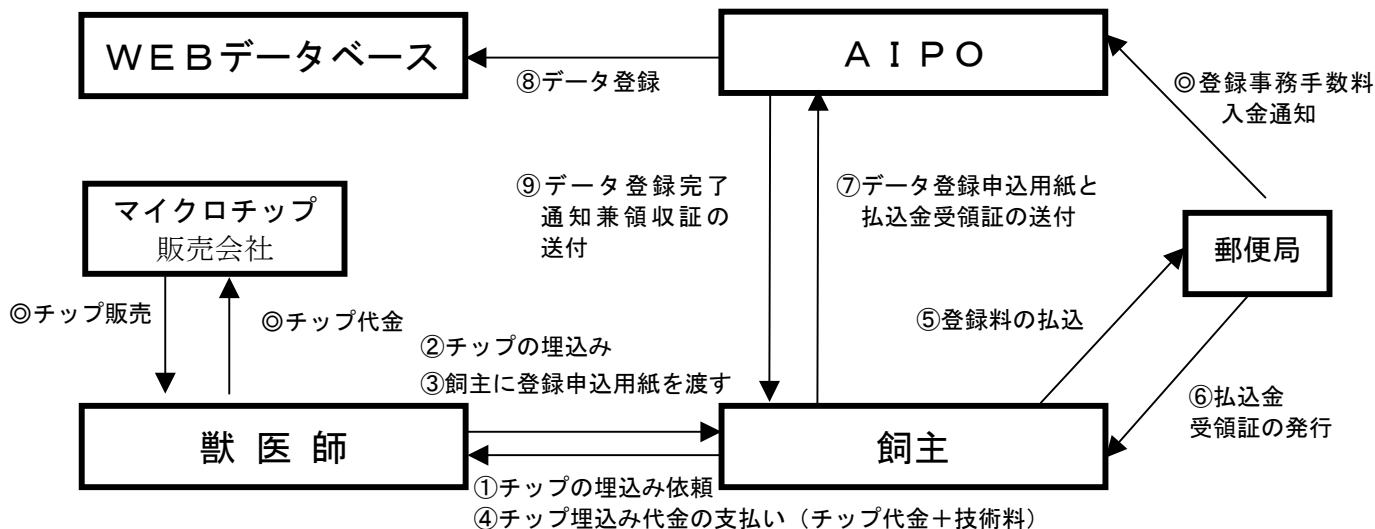
① A 方式（登録事務手数料飼育者間接納付方式）

登録事務手数料は販売会社を通じて AIPO に納付される。現在、この方式を取っているのは静岡県、福岡県である。



② B 方式（登録事務手数料飼育者直接納付方式）

データ登録申込とデータ登録事務手数料の振り込みは、飼主自身が行う。現在、この方式を取っているのは東京都である。



(2) データの管理

AIPOはデータ管理会社にデータ管理を委託し、獣医師等がインターネットによるデータ照会を行うことができるデータベースシステムを構築している。

【データベースに収載される事項】

- ①登録関係情報：個体識別番号、注入年月日、新規登録年月日、登録変更年月日
- ②飼主関係情報：氏名、住所、連絡先（電話、FAX、E-mail）
- ③動物関係情報：動物種（犬、ねこ、その他）、品種（柴犬、スピッツ、ペルシャ、ヒマラヤン等）、性別、年齢、毛色、不妊去勢の有無
- ④マイクロチップ注入獣医師情報：氏名、住所、診療施設名、獣医師免許登録番号、連絡先（電話、FAX）

なお、飼主または飼主の連絡先等登録内容が変更された時は、「どうぶつIDデータ登録・変更申込書」の申込区分の「変更」に○を付け、個体識別番号と必要項目を記入してA I P O事務局宛にFAX または郵送で送付すると、登録データが変更される。

また、マイクロチップを埋め込んだ動物が死亡した時は、同じく同申込書の申込区分の「削除」に○を付け、個体識別番号と必要項目を記入してA I P O事務局宛にFAX または郵送で送付すると、登録データが削除される。「どうぶつIDデータ登録・変更申込書」は動物病院で入手可能である。

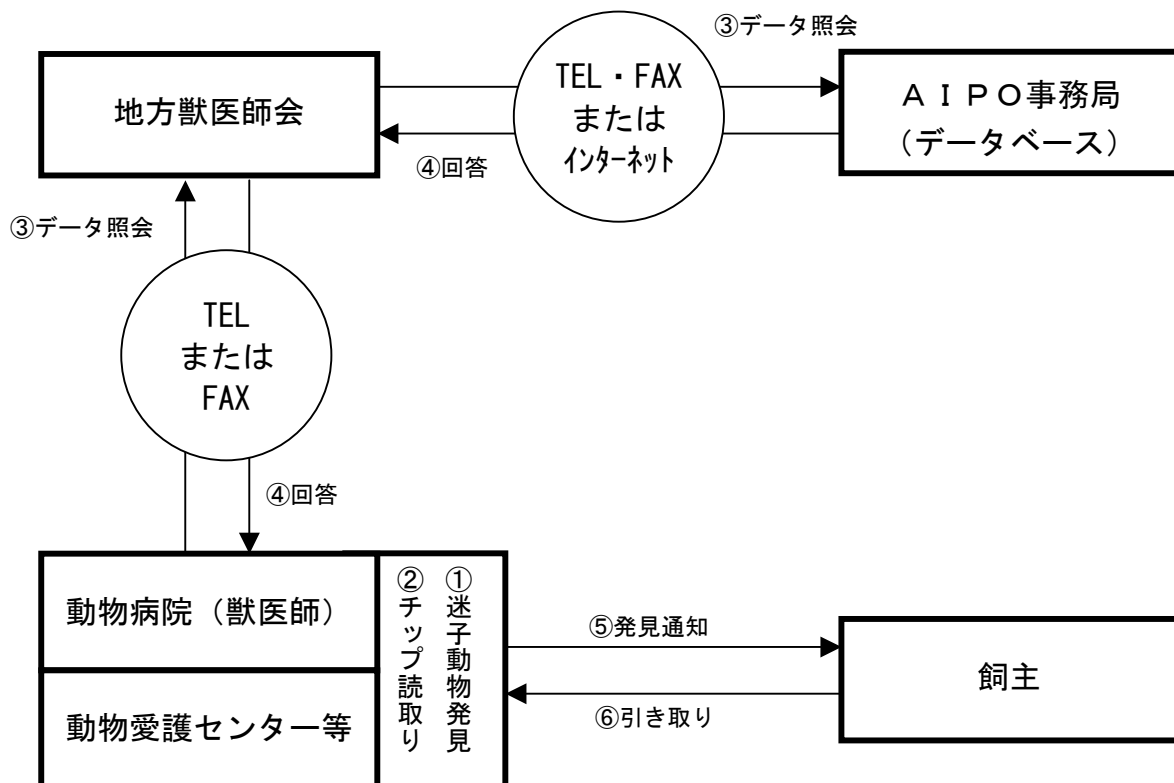
(3) データの照会

AIPO ではデータの照会に、地方獣医師会経由方式と直接照会方式の 2 つの方式がある。この 2 方式で異なる主な点は、データベースの照会の時に地方獣医師会を経由するかどうかにある。

なお、データ登録の A 方式・B 方式と、データ照会の地方獣医師会経由方式・直接照会方式は必ずしも連動するものではなく、地域によってそれぞれの方式を選択することが可能である。

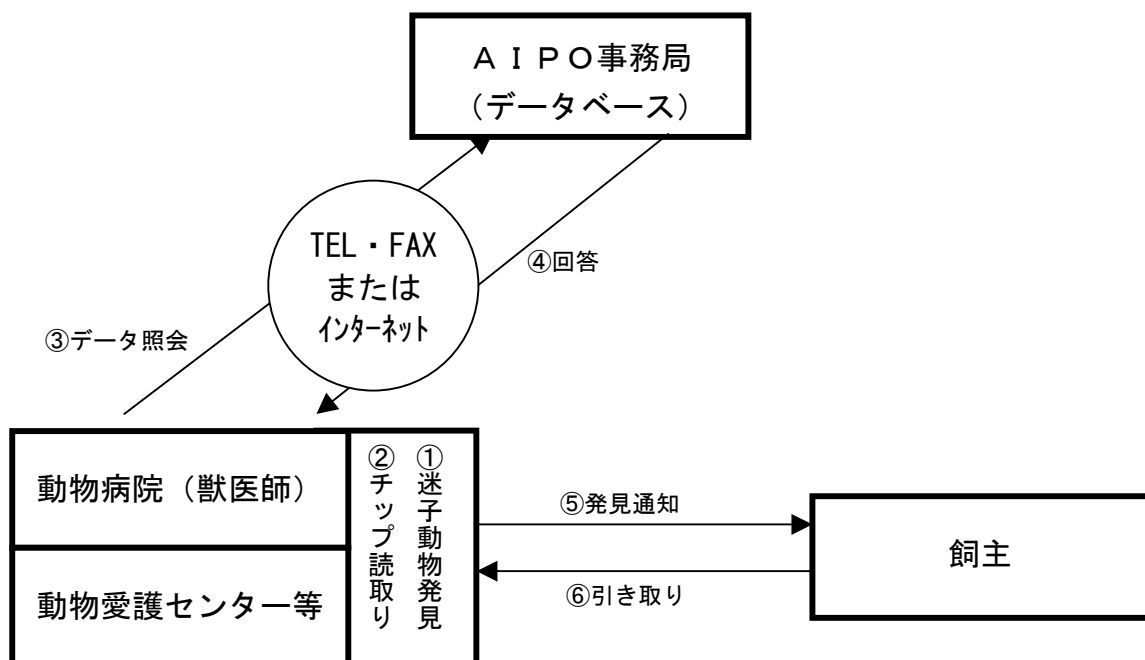
①地方獣医師会経由方式

迷子動物の発見者は地方獣医師会を通じてデータ照会を行う。現在、この方式を取っているのは静岡県、福岡県である。



②直接照会方式

迷子動物の発見者は直接データ照会を行う。現在、この方式を取っているのは東京都である。



③データ照会先

○電話又はFAXによる照会（照会時間：土日、祝日を除く平日9：00～17：30）

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

（社）日本動物保護管理協会内

動物ID普及推進委員会（AIP0）事務局

電話：03（3475）1695 FAX：03（3475）1697

（不在の場合、（社）日本獣医師会事務局 電話：03（3475）1601）

○インターネットによる照会

以下のサイトにアクセスすることによって照会が可能であるが、データベースにログインする際には、獣医師の場合は獣医師登録番号及び生年月日を入力し、獣医師以外の場合はAIP0が発行するログインIDとパスワードの入力が必要になる。（ログインID及びパスワードはAIP0が認めた機関、団体、個人等に発行される。発行を希望する場合はAIP0に連絡する必要がある）

データ照会サイト（24時間対応） URL：<http://www.aipo.jp/>

（4）費用

マイクロチップ埋込みに要する費用は

①マイクロチップ本体の購入費用（数千数百円）

②埋込み施術費用（数千円）

③AIP0においては飼主のデータの登録事務手数料（約千円）

の3種類の費用がかかる。

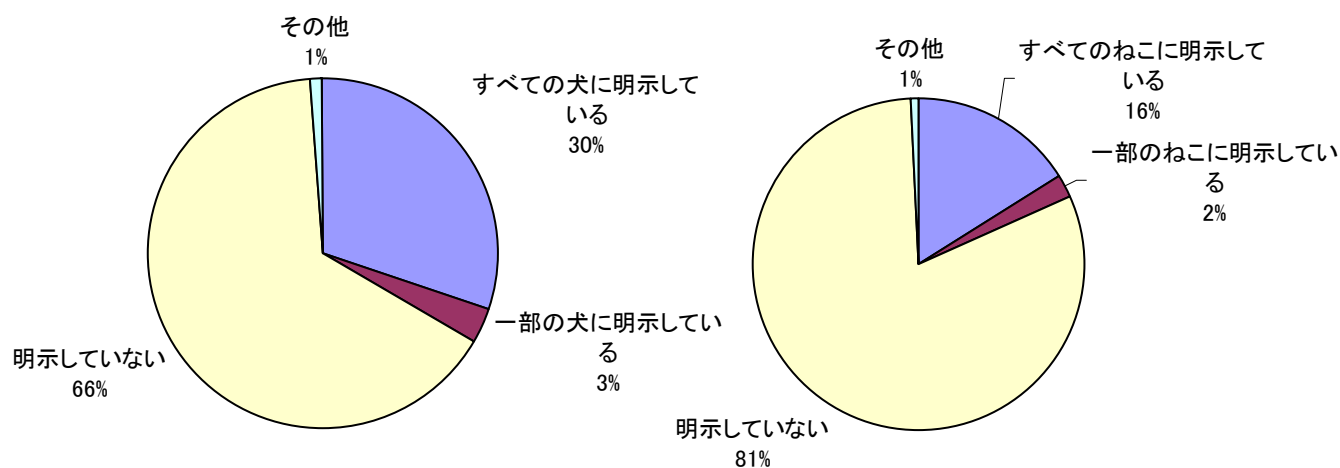
総合計費用は埋込み動物病院により異なり、一様ではないが数千円から1万円弱である。

（注）：これらの費用は埋込みと登録時のみであり、一度埋込みと登録を行うと一生有効であり、以後、データ管理にかかる費用は発生しない。

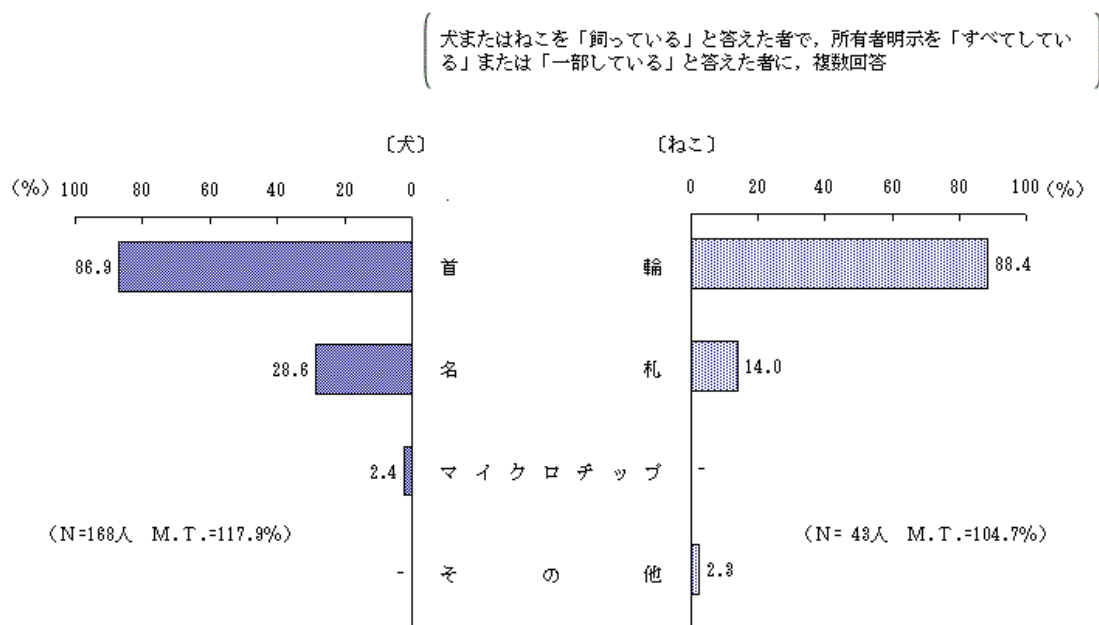
4. マイクロチップによる動物個体識別に関連する各種調査 (第2回動物の愛護管理のあり方検討会資料より抜粋)

(1) 個体登録措置の実施状況及び飼主の意識

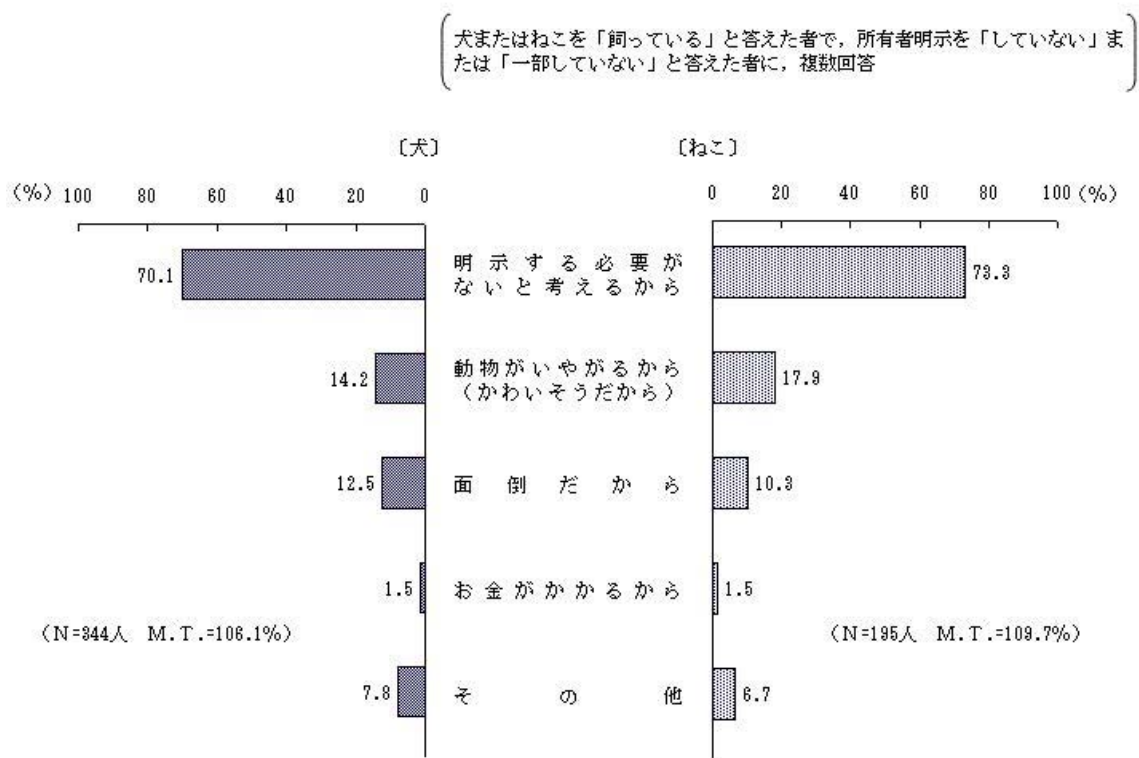
①所有者明示措置の実施状況



②所有者明示の方法



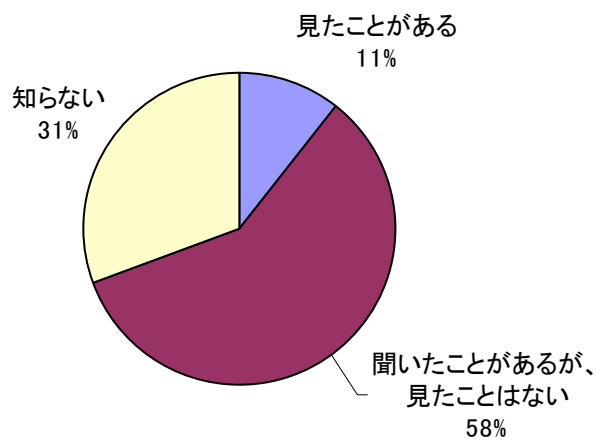
③所有者明示をしていない理由



出典：動物の愛護に関する世論調査（平成15年7月調査、内閣府）

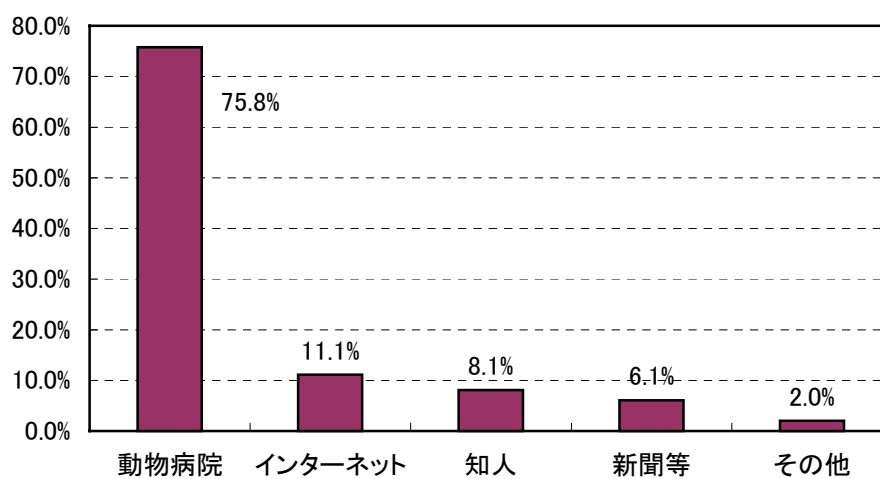
(2) マイクロチップに関する犬ねこ飼育者の意識

① マイクロチップを知っているか



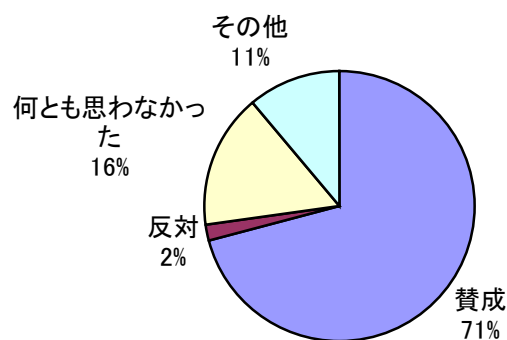
被験者数＝150人（沖縄県ヤンバル地域在住のねこの飼育者に対して自宅にてアンケート）

② マイクロチップのことを知った手段(媒体等)



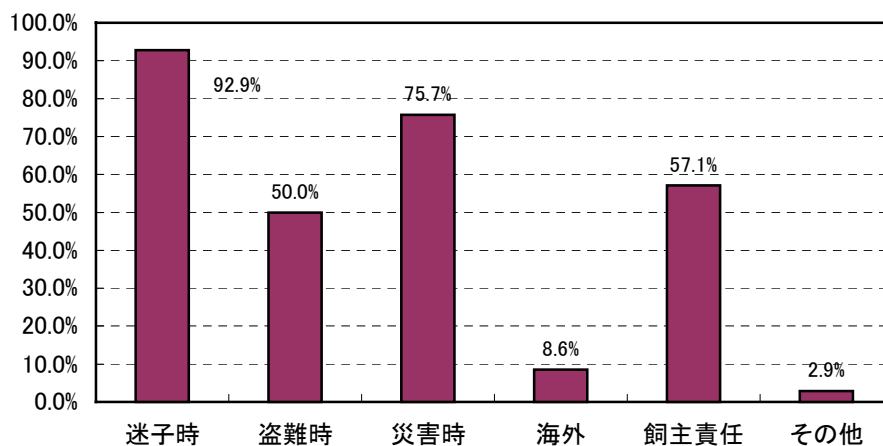
被験者数＝99人（東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート）

③ マイクロチップを初めて見たときの「埋込み」に対する賛否



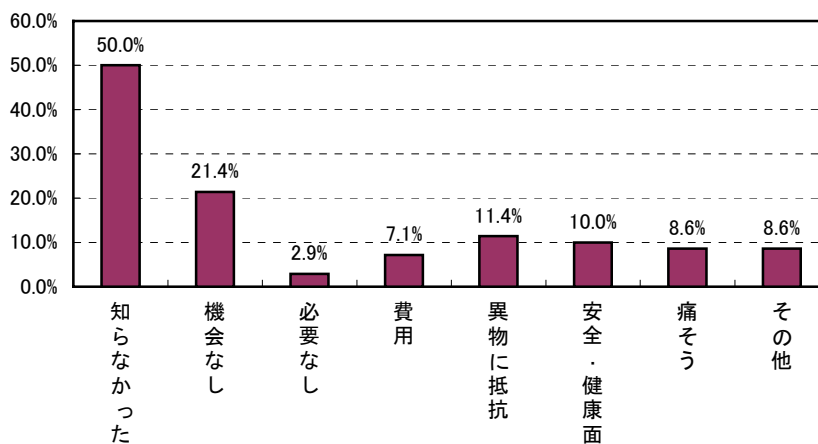
被験者数＝99人（東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート）

④マイクロチップの効用



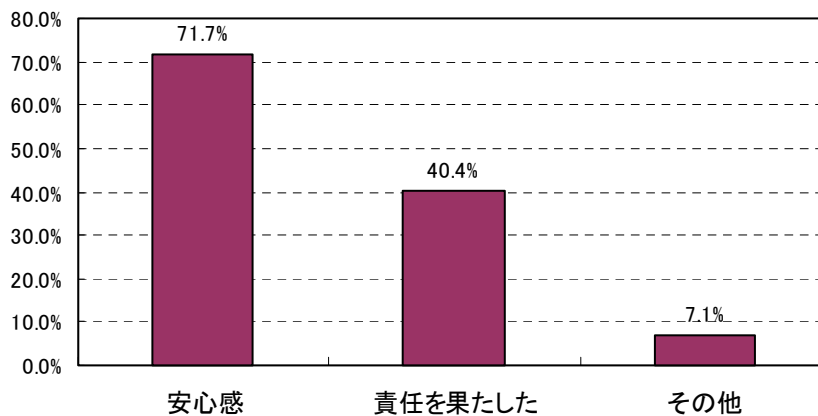
被験者数＝70人（東京都在住の犬・ねこの飼育者（初めからMCに賛成の人）に対してペット病院にてアンケート）

⑤これまでマイクロチップを埋め込まなかった理由



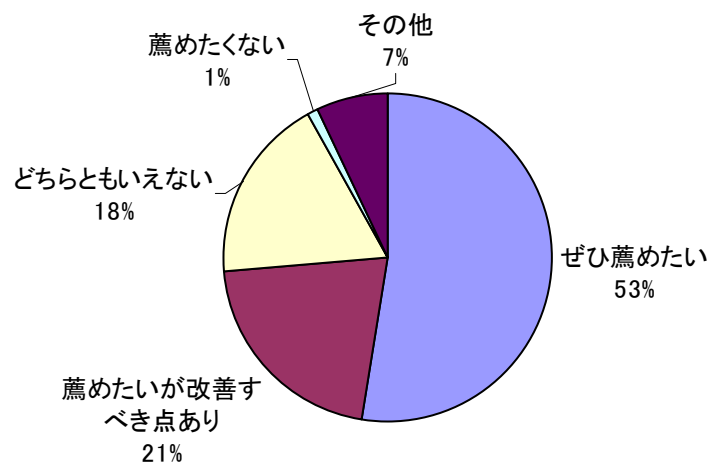
被験者数＝70人（東京都在住の犬・ねこの飼育者（初めからMCに賛成の人）に対してペット病院にてアンケート）

⑥マイクロチップを埋め込んだ後の心境



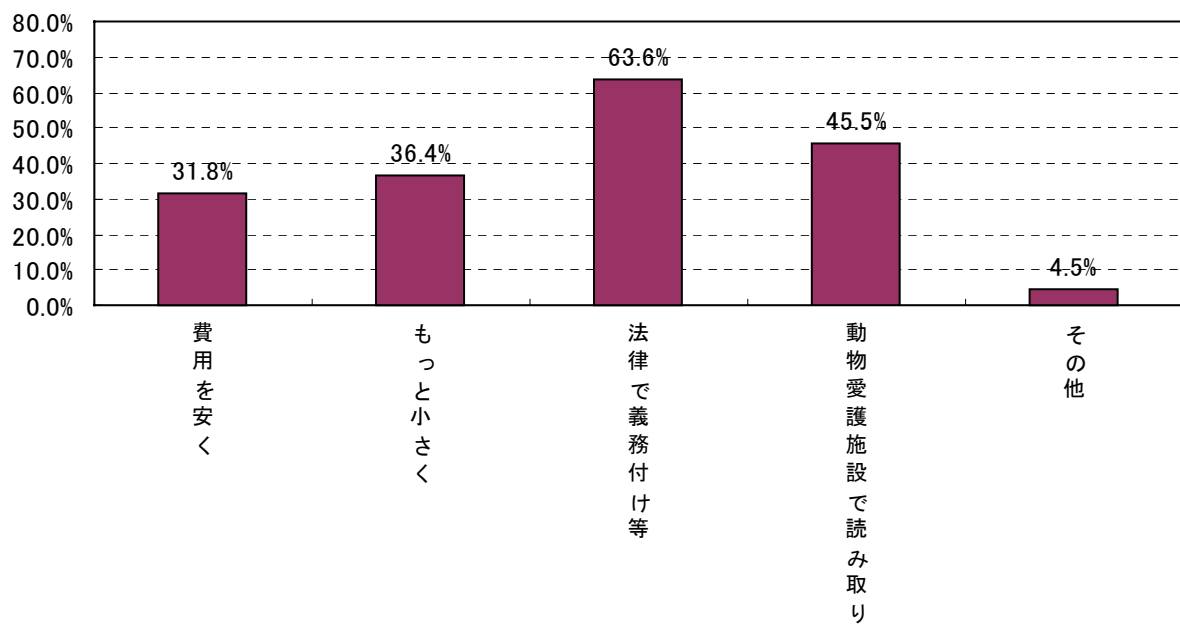
被験者数＝99人（東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート）

⑦マイクロチップを他の飼主に薦めたいか



被験者数＝99人（東京都在住の犬・ねこの飼育者に対してペット病院にてアンケート）

⑧マイクロチップに望む、今後の改善点



被験者数＝22人（東京都在住の犬・ねこの飼育者（MCに賛成だが改善意見あり）に対してペット病院にてアンケート）

出典：環境省資料

5. マイクロチップによる動物個体識別の導入事例

(1) 静岡県の事例

【動物登録事業実施細部要領】

社団法人 静岡県獣医師会

1. 目的

この要領は、社団法人日本獣医師会が定める「動物登録事業実施規程」のほか、事業実施上の必要細部事項を定め、本事業の円滑な推進を図るものとする。

2. マイクロチップ活用推進要領

- (1) 施術獣医師は飼主の要請に応じ販売業者あてマイクロチップの注文を行う。（または予め確保しておく）
- (2) 販売業者は、注文に応じ、マイクロチップ（登録用紙添付）を納入し、登録代 1,000 円（1 件）を含むマイクロチップ代金を徴収する。
- (3) 納品にあたっては、注文者と納品者は必ずマイクロチップの登録番号を確認すること。
- (4) 施術獣医師はマイクロチップ代金（登録代を含む）を販売業者に支払う。
- (5) 施術獣医師は施術後登録書に必要事項記載（1 部を日本獣医師会へ送付、1 部は施術者、1 部は畜主控とする。）
- (6) 販売元は、登録料 1,000 円（1 件）を日本獣医師会へ送金する。
- (7) リーダーは本会各支部（12 支部）、主要協力関係機関に配備する。（当面の措置）
- (8) 販売業者は、マイクロチップ販売本数を取りまとめ、別に定める様式により四半期毎に県獣医師会へ報告するものとする。

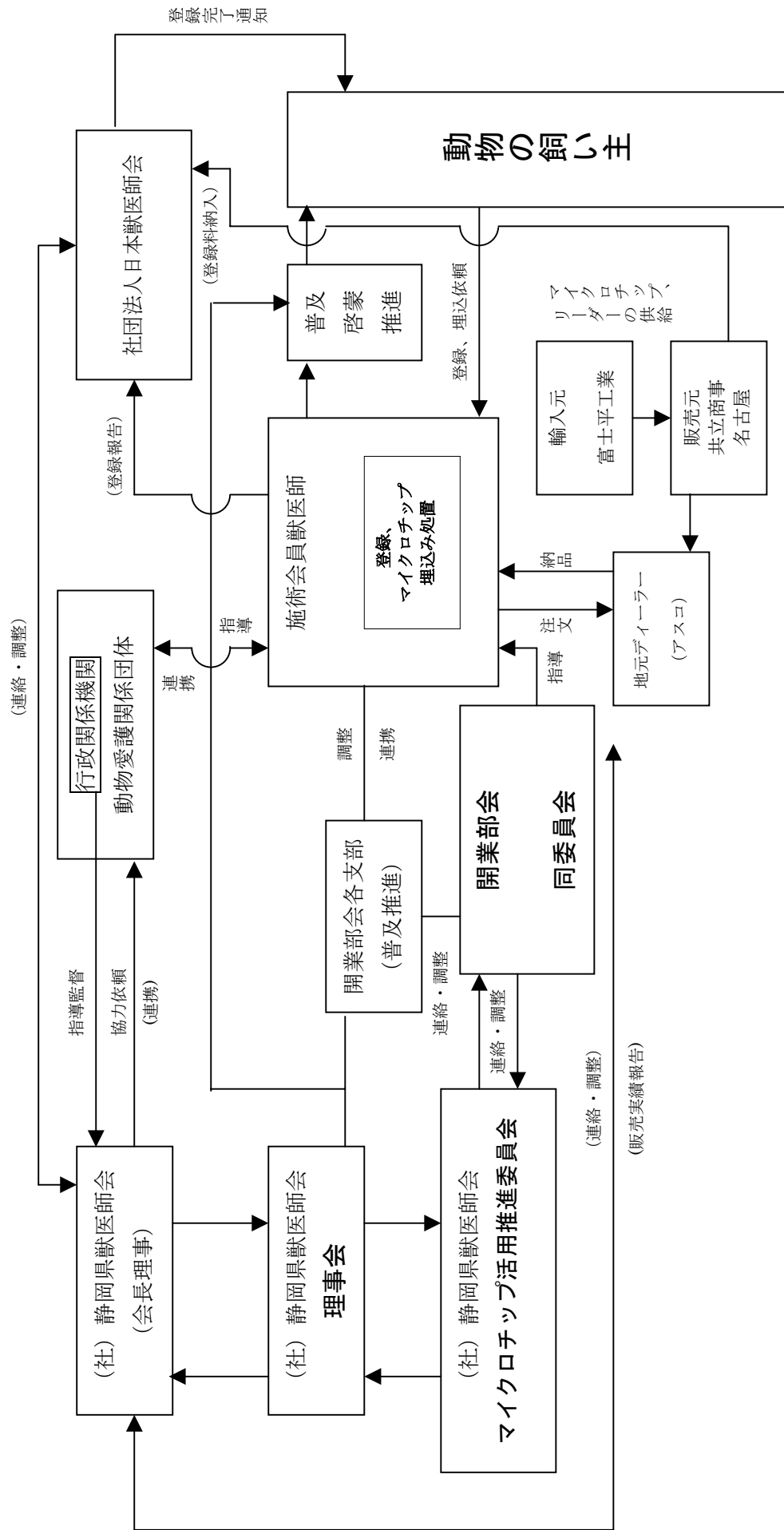
3. マイクロチップによる行方不明、飼主不明動物の探索・登録確認要領

- (1) この要領は、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」等の法令や通達により定められた規定以外のマイクロチップ（以下「M」）、埋込動物の探索を主体にその要領を定める。
- (2) 行方不明動物の飼主（以下「A」）及び飼主不明動物保護者（以下「B」）は（「A」は登録番号が分かっている場合は、その番号を添え）最寄りの主要協力関係機関及び動物病院（以下「SPAH」）に対し、搜索または探索（登録確認）を依頼する。
- (3) 依頼を受けた「SPAH」は、リーダーにより「M」埋込有無、登録番号の確認を行い、「M」がない場合には、その旨を依頼者に連絡、「M」および登録番号を確認し、所有者が特定できた場合は、その旨を依頼者に連絡、特定できない場合は社団法人静岡県獣医師会（以下「SV」）に所有者の確認を依頼する。
- (4) 「SV」は社団法人日本獣医師会（以下「JV」）に照会、確認の上、依頼を受けた「SPAH」等の関係者に連絡する。
- (5) 結果報告を受けた「SPAH」等関係者は「A」または「B」あて、その結果を報告する。

4. この要領に定めのない事項については、その都度会長が、また、この要領の改廃については、「マイクロチップ活用推進委員会」および「理事会」の議を経て定めるものとする。

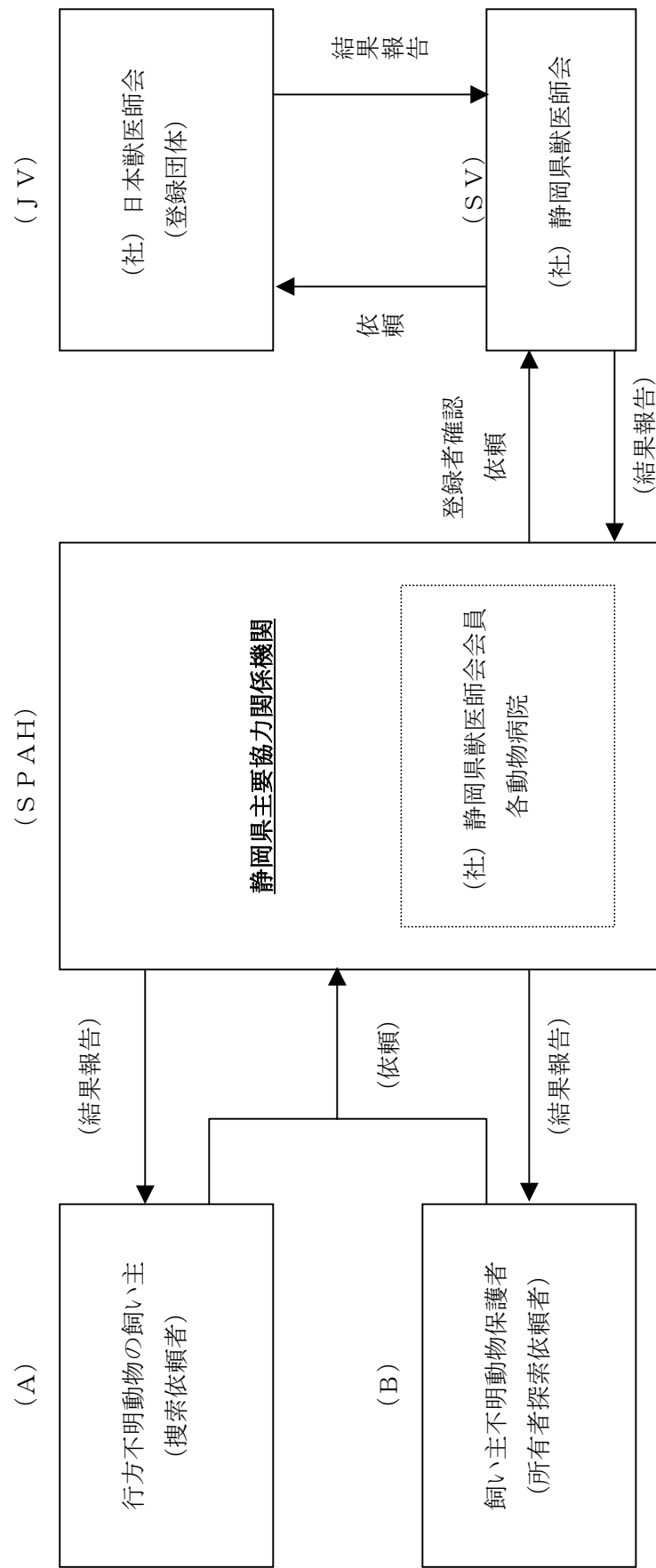
附則 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。（別紙 1、2 参照）

マイクロチップ活用推進フローチャート



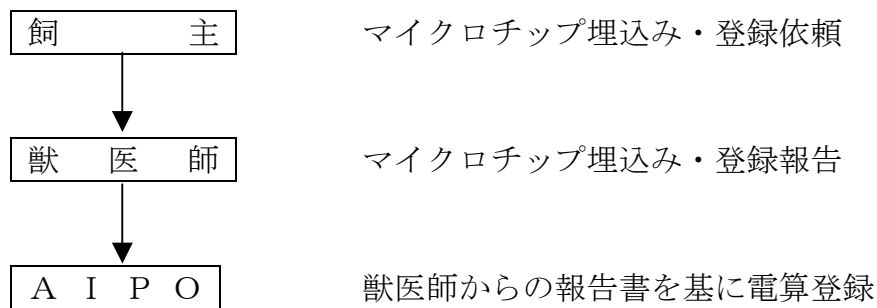
マイクロチップによる行方不明、飼い主不明動物の探索・登録確認

社団法人 静岡県獣医師会

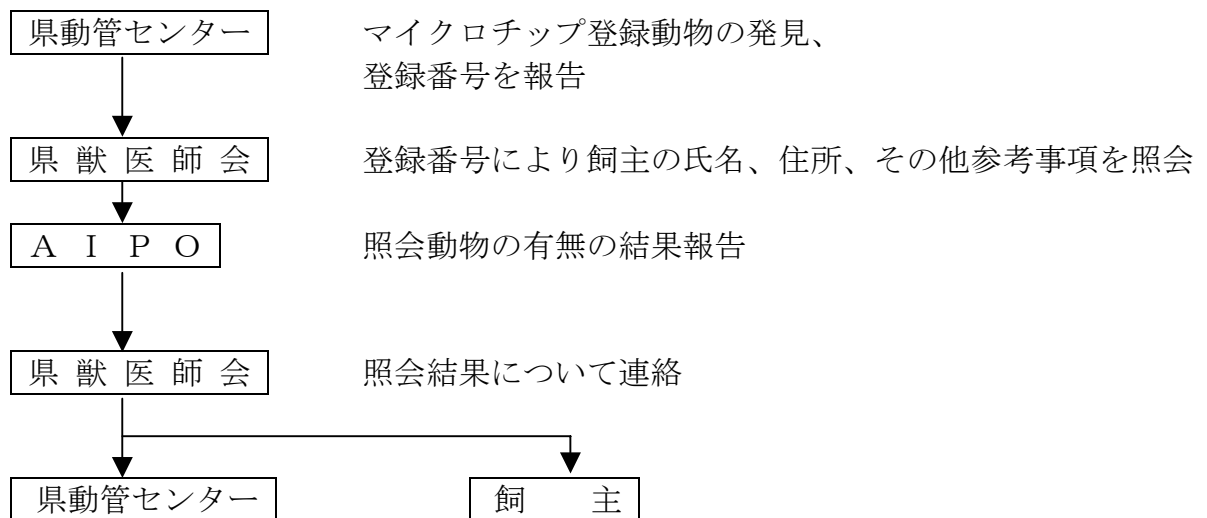


(2) 福岡県の事例

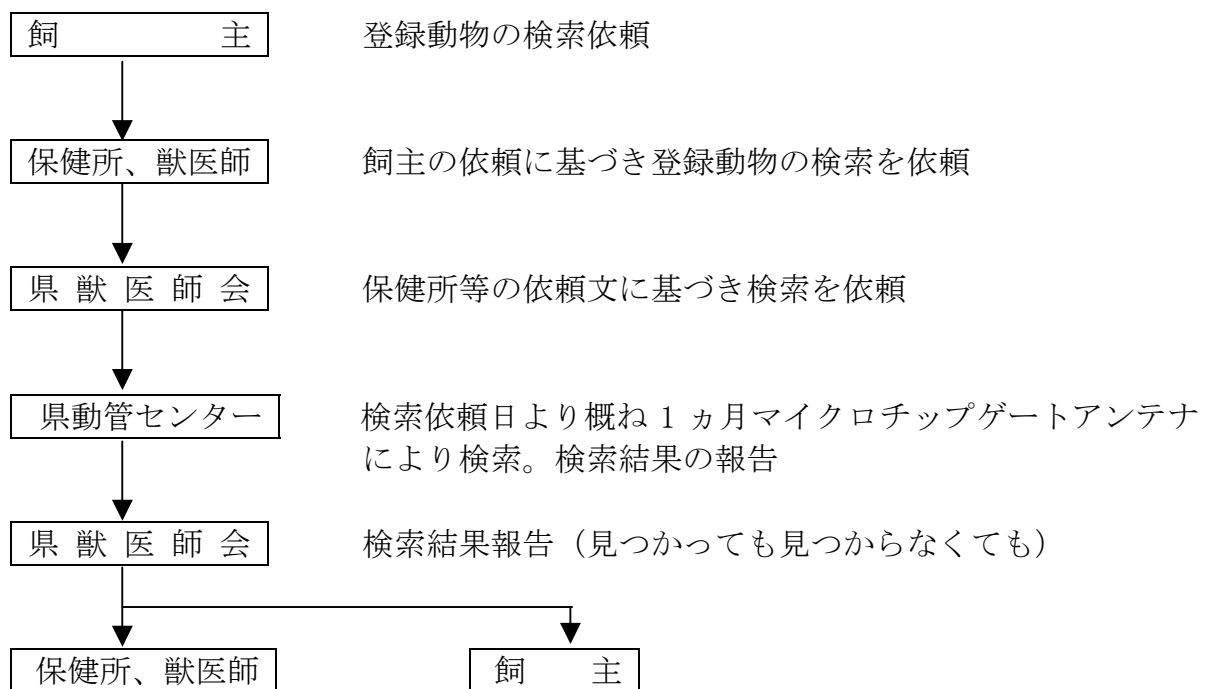
① マイクロチップの注入・登録



② 動物管理センターでマイクロチップ登録動物が発見された場合



③ 飼主から保健所、獣医師を通じて登録動物の検索依頼があった場合



(3) 独立行政法人都市再生機構（旧都市基盤整備公団）の例
ペット共生賃貸マンションペット飼育規則（抜粋）

（目的）

第1条 本規則は、乙が賃貸住宅においてペットを飼育するに当たって必要な事項を定めることにより、賃貸住宅のある団地（以下「団地」という）及びその近隣の地域における良好な住環境を維持し、ペットとの適正な共生を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 ー省略ー

（飼育できる動物の範囲等）

第3条 乙は、賃貸住宅において、小鳥及び魚類のほか、次に掲げる動物を飼育することができる。

一 犬

二 猫

三 小動物（うさぎ、モルモット、ハムスター、りす及びフェレットをいう。）

2 ー省略ー

3 ー省略ー

（犬または猫等の飼育頭数及び大きさ）

第4条 乙は、犬又は猫について、いずれか1頭を飼育することができる。

2 前項に掲げる飼育することができる犬又は猫は、甲が、飼育申請時点において、成犬時または成猫時の体重がおおむね 10kg 以下の大きさのものとして認めたものとする。

3 前条第1項第3号に掲げる小動物の大きさ及び数は、当該小動物のすべてを乙が一人で持ち運びができるケージに入れて飼育できる程度とする。この場合において小動物を飼育するケージの数は1住戸につき1個とする。

（飼主の心構え）

第5条 ー省略ー

（遵守事項等）

第6条 飼主は、ペットを飼育するにあたり、次の各号に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

一 基本的事項

ー省略ー

二 団地居住者等への配慮事項

ー省略ー

2 犬又は猫の飼主は、前項各号に定める事項のほか、併せて次の各号の事項を守り、犬又は猫を適正に飼育しなければならない。

一 ペットクラブに加入するとともに…ー省略ー…

ニ ペットクラブがしつけ教室等を実施する場合は、参加する…－省略－…

三 犬の飼育にあたっては、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項に基づく登録を受け、同条第 3 項に基づき鑑札を着けていること、かつ、自己の所有であることを明らかにするため犬にマイクロチップを注入するよう努めること。猫の飼育にあたっては、自己の所有であることを明らかにするため、猫にマイクロチップを注入すること。

四

（－省略－）

八

（飼育申請等手続）

第 7 条

（－省略－）

（規則の改正）

第 13 条

（－省略－）

(4) 沖縄県国頭村、大宜味村及び東村における「ネコの愛護及び管理に関する条例」
(抜 粋)

※〇〇〇〇にはそれぞれの村の名前が入る

(目的)

第1条 この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、〇〇〇〇村の環境衛生の保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 ネコを所有又は飼養する者をいう。
- (2) 飼いネコ 前号の飼主が所有し、又は管理するネコをいう。
- (3) マイクロチップの埋め込み マイクロチップの体内埋め込み型とし、村や保健所が所持（使用）する国際標準機構（ISO）に合ったマイクロチップ読み取り機に対応するものをいう。
- (4) 繁殖制限 飼いネコの避妊手術及び去勢手術など繁殖のできない措置をいう。

(飼いネコの飼養等の原則)

第3条 飼い主は、飼いネコの飼養にあたって次の各号に掲げることに努めなければならない。

- (1) ネコの生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって接するとともに、終生飼養するように努めなければならない。
- (2) 飼いネコの繁殖を希望しない飼い主は、繁殖制限に努めなければならない。
- (3) 飼い主は、人とネコと野生動物との共生に配慮しつつ、人の身体又は財産を侵害し、生活環境及び自然環境を害することがないように、責任をもって飼いネコの管理に努めなければならない。

(登録及び飼いネコの明示)

第4条 飼い主は、ネコを取得した日（生後 90 日以内のネコを取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、村長に飼養登録申請をし、飼養登録証の交付を受けなければ、ネコを飼養してはならない。

2 村長は、前項の飼養登録申請があった場合、規則に定める期間内に、飼い主に対して、マイクロチップの埋め込みの処置とその個体識別番号の届出を行うことを指示し、それを実施した者に対して、飼養登録証を交付する。ただし、マイクロチップの埋め込み費用は飼い主の負担とする。

3 飼い主は、ネコの飼養にあたっては、登録を受けたことが判明できるように首輪等を用いて明示しなければならない。

(登録料)

第5条 飼い主は、前条の飼養登録の際に、1 頭目 500 円、2 頭目以降 350 円の飼養登録料を納付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、飼養登録料を免除するこ

とができる。

(飼養登録の抹消)

第 6 条

↳ ー省略ー

(委任)

第 20 条

附則 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

6. 新聞記事等

[沖縄タイムス 2005 年 1 月 20 日 朝刊]

チップ情報で主の元へ 迷って 1 年「命拾いしたニャー」 希少種保護と一石二鳥 国頭で飼い猫登録事業後初

ペットの個体識別用マイクロチップを装着した迷い猫が、このほど国頭村で見つかり、村内の飼主の元に返された。行方不明の飼い猫の身元がチップの登録情報で判明したのは、県内では初めて。国内でもまれという。国頭、東、大宜味の三村では、昨年から環境省が適正飼育のモデル事業を進め、ほとんどの飼い猫がチップを埋め込んでいる。県獣医師会は「喜ばしい成果。ペットと生態系の両方を守るため、飼主はチップ埋め込みを積極的に行ってほしい」と呼び掛けている。

見つけた飼い猫（オス、2 歳）は一昨年 10 月、環境省のモデル事業で去勢手術とマイクロチップの埋め込みを受けた。昨年 1 月ごろから姿が見えなくなり、飼主らが捜したが見つからないまま約一年がたっていた。

今月 11 日、自宅から約 2 キロ離れた宅地に迷い込んできたこの猫を保護した住民が国頭村環境衛生課に持ち込んだ。12 日に具志川市の動物病院でチップの読み取り器を通して身元が判明。16 日に飼主に引き渡された。飼主の家族は約一年後に見つかったことに驚き、かわいがっていた小学生の女兒は特に喜んでいたという。

県獣医師会の池原一仁・小動物部会長は「個体識別ができなければ捜しようがなく、保健所に送られて処分されるところだった」と指摘。「県内の動物病院の九割が読み取り器を保有しており、チップを埋め込んだ迷い猫ならば発見される可能性は高い」と処置を呼び掛けている。

国頭、東、大宜味の三村は、4 月から飼い猫の適正飼育を義務付ける条例を施行する。ヤンバルクイナなどの希少野生動物への脅威となる野猫化を防ぐのが大きな狙い。三村に約 500 匹いるとみられる飼い猫のチップによる登録を義務付け、飼主の責任を明確化する。

[西日本新聞 2005 年 1 月 7 日 夕刊]

ヤンバルクイナ 食わせるな IC で飼い猫管理

沖縄本島北部の「やんばる」と呼ばれる地域の国頭村、東村、大宜味村の三村は今年 4 月から、飼い猫に個体識別番号入りの IC チップを埋め込み、遺棄の禁止など適正飼育を義務付ける条例を一斉に施行する。国の天然記念物ヤンバルクイナなど希少な野生動物の保護が目的。福岡市などが「屋内飼育」や「飼主明示」などを努力目標とした“猫条例”を定めているが、飼い猫の登録義務化は全国で初めて。

沖縄北部 3 村 登録の義務化全国初条例に 遺棄禁止など盛り込む

ヤンバルクイナは近年急激に激減。生息数は 1000 羽を切り、絶滅の恐れが指摘されている。外来種のマングースや捨て猫による捕食が主な原因とされ、同県などが仕掛けたわなには野猫も年間 100－300 匹が捕獲されている。ただ、わなに掛かった猫は、その習性として民家から 500 メートル以内では飼い猫の可能性があり、その場で解放しているのが実情。

条例は三村共通で、飼主に対し「責任をもって猫の管理に努めなければならない」と規定。IC チップ（長さ約 1 センチ、幅 2 ミリ）の埋め込みや首輪の義務、室内飼育や避妊・去勢手術の努力などを求め、違反者には氏名公表の罰則も設けた。

チップには 15 けたの番号が登録され、読み取り機で飼主の情報などが分かる仕組み。野猫と判別されれば、各村が収容し、第三者へ譲渡する機会を設ける義務も条例に盛り込んでいる。

同県によると、三村にいる計約 800 匹の猫のうち、飼い猫は約 500 匹とみられる。チップ埋め込みは 2003 年度から環境省のモデル事業として進んでおり、既にほとんどの飼い猫に施術されている。首の後ろに埋め込まれ、猫には大きな負担にはならないという。

「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」の大城菅雄さん（37）＝沖縄県名護市＝は「猫も野生動物も守る画期的な試み。地域全体が自然と共生する第一歩になると思う」と話している。

[東京新聞 2002 年 8 月 9 日 夕刊]

米国・フロリダのペット犬 1000 キロ離れたオハイオで保護 マイクロチップで身元判明 6 年ぶりに帰れたワン

米フロリダ州で 6 年間も行方不明だったペット犬が体内に埋め込んだマイクロチップのおかげで発見され、飼主の元へ戻った。

この犬は 13 歳の黒のボメラニアン。1996 年にフロリダ州パナマシティに住む飼主のバンビ・レズニさん宅から突然、姿を消した。懸命に捜したが、行方不明となっていた。

ところがことし 7 月初め、オハイオ州シンシナティ市内で、ふらつくように歩いていた犬を現地の女性が保護。獣医に見せたところ、身元を記録したチップが埋め込まれていることが分かり、読み取り機で調べた結果、飼主の名前や住所などが判明した。発見された場所はレズニさん宅からほぼ 1000 キロ離れていた。

犬は健康で、6 年ぶりのわが家を喜んでいう。レズニさんは「3 年ほど前から、もう戻ってこないとあきらめかけていた。本当に信じられない」と喜んでいう。

[Animal Pharm No. 525, September 26, 2003]

ドイツ、トランスポンダ（マイクロチップなど） 市場の大幅な拡大が予想される

ドイツや欧州連合国の国境を通過する際に、全てのペットに対しトランスポンダによる識別を義務化する EU 規

制（2011年5月26日までに施行予定）が今夏、通過したことで、トランスポンダの埋め込み需要が増加する見込み。今まで個体識別に入れ墨も用いられていたが、動物へ疼痛を与えることや処置後5～6年で消失することなどから、需要が少なくなってきた。トランスポンダは15桁のISOコードを記憶し、ISO規格（11784、11785）スキャナーによって読み取られる。ドイツではスイス企業Datamarsが製造したマイクロチップ（日本では、共立製薬（株）が商品名「アイディール」で販売）が主要製品になっている。フランスやオランダではすでに入れ墨あるいはマイクロチップによる動物の個体識別が法で義務付けられているため、今後はドイツでの拡大が見込まれる。現在、ドイツでは一部の州でいわゆる「危険な犬」のみへの装着が義務付けられている。

[16年夏号産経新聞メディックス
ネコちゃんパラダイス キャットにゅーす]

迷子ネコが見つかった

6月7日、静岡市在住の天野千恵子さん（45）の家に行方不明だった愛猫「イチゴ」が戻ってきた。「連休前に外に出ていったまま帰ってこなくて。ずっと室内飼いでいた猫だっただけに、正直なところもうあきらめていたのです」。約1ヵ月後、近所の獣医師から電話があった事故でケガをしたイチゴが運び込まれているという。避妊手術をした1年前の夏、同時にマイクロチップの装着手術をしていた。そのチップのIDから身元が判明した。天野さんは「本当に役に立つ日が来るなんて…」と驚きを語った。

[東京新聞 2000年10月26日 夕刊]

犬飼うにはチップを（台北）

台湾当局はこのほど、ペット犬の管理規則を強化し、体重が23キロ以上の大型犬は来年6月から公共の場所に連れていくときは、必ず口輪を付けるようにとの新規定を公布した。

大型犬でなくとも、人にかみついた記録のある犬にも適用される。必ず大人が連れていく、リードも1.5メートル以内に作る、なども定められた。違反者には最高1万円（約3万4千円）の罰金を科すとしている。

行政院（内閣）の農業委員会によると、台湾では昨年9月から、ペット犬の体にチップを埋め込んで登録、管理する方法を採用した。スキャナーで読むと、登録情報が分かる。埋め込みは簡単な手術ですむ。日本ではあまり普及していないが、迷い犬になったり、盗難に遭ったりした際にも犬の確認に役立つ。

台湾でも今のところ、チップ埋め込みは登録犬の23%にとどまっている。チップ埋め込みも義務づけ、違反者には罰金を科すというが、台湾では犬を鎖をつけず放し飼いにしている家も多い。どこまで実行されるか注目だ。

[JAF MATE TIMES2004年3月]

ペットパスポート

欧州連合（EU）は来年7月から、飼主とともに域内を移動するペットの国境通過を容易にするため、ワクチン登録などを記載した「パスポート」を発行する。

従来は各国が独自にワクチン接種などの証明書を出していたが、「人間同様、ペットも国境を自由に超える権利がある」として、ペット専用旅券の導入を決めた。

対象は犬、猫、フェレット（イタチ科）の3種。パスポート番号と、体内に埋め込んだマイクロチップなどで「本人」を確認するという。

一般の方からの反応等

(社団法人静岡県動物保護協会提供)

「こちらは、静岡市動物指導センターですが…」突然の電話に嫌な予感がしました。このところ、チャトランの姿を見ていない。何かあったのかしら…？そう思った矢先です。「先日回収された猫ですが、マイクロチップのIDからお宅のチャトランちゃんではないかと思われま。確認に来て頂けますか？」

私は母と一緒に動物指導センターに車を飛ばしました。そこで冷たくなっていた猫は、やはりチャトランでした。「守ってあげられなくてごめんね！チャトラン…」

実はチャトランは我家の飼い猫ではありません。2年程前に近所の家が引っ越した時に置き取りにされた猫です。3匹いた内の雌猫1匹は我家で引き取りました。しかし我家には他に雄猫と犬もいるので、残りの雄猫2匹まで飼う事ができません。結局2匹は「野良猫」。一匹は放浪猫になってしまいましたが、チャトランの方は近所を縄張りにしたようです。もともとは飼い猫で人懐こく性格も良かったので、我家や近所のお宅から餌をもらい可愛がられていました。ただこれ以上不幸な猫は増やしたくないと思った私は、チャトランに去勢手術をしたのです。静岡市には野良猫の不妊手術の補助金制度があります。そして不妊手術の際にはマイクロチップを装着することになっているそうです。この手術の時に私は初めてマイクロチップを知りました。野良猫でも餌をあげて可愛がっている猫です。人知れず死んでいくのはあまりにもかわいそうです。チャトランが死んでしまったのはとても悲しいことですが、マイクロチップのおかげでちゃんと見送ってあげることができました。もしマイクロチップがなかったら、私は今でも心配し、チャトランを探し続けていたかもかもしれません。マイクロチップを装着しておいて本当に良かったと思っています。

(静岡市・女性)

私がマイクロチップのことを知ったのはいつもお世話になっている動物病院でした。それから家の周りに野良猫が10匹位住んでいるので雌猫を探したら4匹いましたので連れて行き、してもらいました。マイクロチップをしていて助かったことは、猫は繋いで置くことができないので、何処かで事故に遭っていないかという気をつけていましたが、先日、一番先にしていただいた猫が死んで運ばれましたが連絡をいただいて本当に助かりました。まだ、マイクロチップをしていない人々に勧めたいと思いますが、私は避妊しないと出来ないと思っていたのですが、マイクロチップだけでも出来るようです。マイクロチップを入れてあれば心配しなくても安心していられます。できれば、どの猫も皆すれば良いと思います。私の所の野良猫にしようと思っても10匹以上いるので、少し考えない？と思いますが、少しずつやっていくつもりです。市の方でも少し見ていただければやりやすいです。

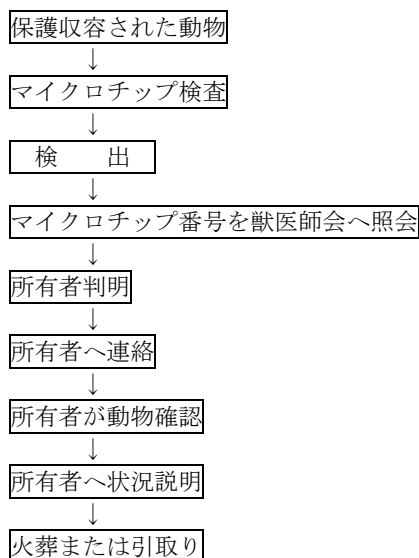
(静岡市・女性)

私は、野外で死亡した愛玩動物等の収容・火葬及び家

庭動物の火葬業務を静岡市から受託している会社の社員です。動物愛護法が改正になった平成12年から静岡市動物指導センターで勤務しています。

年間9,000頭余の火葬動物があります。そのうち飼主(所有者)不明の負傷し、路上で死亡した愛玩動物が3,000頭余(猫2,500頭含む)取り扱っています。

これら火葬される愛玩動物の飼主・所有者はどんな気持ちでいるのだろうか？「いつものようにもう少し経つと帰ってくるかも？」、「誰か友達のところで遊んでいるのでは？」、「間違って交通事故にでも遭っていないか？」等それぞれに思いふけり、心配しているのではないかと思います。つつ火葬していました。しかし、平成14年4月より、保護収容動物を含め、火葬対象となる動物のマイクロチップ検査が始まることになりました。この検査は、



の手順で行われます。現在、ペットが人間の生活の中の一部となり、家族的な感情をもって飼っている人にとって、個別の特徴で差異が判別し難い動物を特定でき、再会・引取り又最後を看取ることが出来るという幸せと利点があります。ペット文化のグローバル化に伴い、今後、所有者の有無・確認による社会的責任の明確化(特に危険動物)、ボランティアのマイクロチップ利用による野良の減少、純粋種の減少傾向のなかでの血統証に代わる利用、海外渡航時のパスポート的なもの、犬以外の動物種の把握など学術的利用等幅広い活用を日常業務に携わりながら期待しています。

(静岡市・男性)

マイクロチップによる動物の個体識別の概要

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

電話：03-3581-3351

請負者：社団法人 日本動物保護管理協会

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

電話 03-3475-1695 FAX：03-3475-1697

発行：2005年3月

【動物個体識別研究会委員（50音順）】

- ◎会田 保彦（財団法人日本動物愛護協会 理事）
- 青木 慶祐（社団法人静岡県動物保護協会 会長）
- 北村 隆志（東京都福祉保健局健康安全室環境衛生課動物管理係 次席）
- 古賀 俊伸（社団法人日本獣医師会 事務局次長）
- 崎田 克康（社団法人日本愛玩動物協会 事務局次長）
- 野村 泰弘（横浜市衛生局生活衛生部食品衛生課 課長補佐）
- 兵藤 哲夫（社団法人日本動物福祉協会 理事）
- 村中 志朗（社団法人東京都獣医師会 理事）
- 山口 安夫（社団法人日本動物保護管理協会 事務局長）

◎：座長 ○副座長

※無断で本書の全部または一部の複写・複製・転記載

および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

※本書は「グリーン購入法」に係る環境物品調達基準に

適合する再生紙を利用しています。